

第18回 政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況

【本資料について】

第18回政策評価に関する有識者会議WG(令和7年7月)での委員からのご意見等への対応状況一覧です。

昨年とりまとめた「WG開催後の対応状況」で「今後検討」としたものについては、時点更新を行い、現時点での対応状況を「令和8年3月時点の対応状況」欄に記載しています。

総数:	104	【A】対応	43	41.3%
		【B】今後検討	37	35.6%
		【C】対応困難	3	2.9%
		【D】事実関係の照会等	21	20.2%

※令和8年3月現在の対応状況

目次

○医療・衛生WG(令和7年7月14日)・・・p.1

○労働WG(令和7年7月16日)・・・p.5

○福祉・年金WG(令和7年7月28日)・・・p.11

第18回 政策評価に関する有識者会議 医療・衛生WGにおけるご意見等への対応状況

番号	委員名	施策目標	意見等箇所	意見等内容	WG開催後の対応状況		令和8年3月時点での検討状況		担当部署
					対応区分	具体的な対応状況	対応区分	具体的な対応状況	
I-1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること									
1	田宮委員	I-1-1	達成目標1 測定指標1	・医療の質向上のための協議会がどういふものなのか。測定指標1(医療の質向上のための協議会開催回数)における協議会の対象としては特に限定はなく、急性期の病院に限らないという点で良いが、また、予算が20%削減されているとのことから、協議は大々的な部分の中で問題ないか確認したい。DXによりデータが整備されており、そのいふものの活用により効率的にできると良い。	今後検討	・医療の質向上のための協議会では、医療の質向上につながる医療の質指標等の標準化・普及を図るための方法、及び医療の質指標を計測する医療機関の質改善活動評価・分析支援を協議している。 ・協議会を取り扱う医療の質指標は、いずれも全ての医療機関において指標を経時的に測定することで医療の質改善に資する指標として策定しており、DPC対象ではない病院や小規模な病院も含め、対象を限定していない。 ・予算が20%削減した中で、協議会の開催回数を削減したが、KPIとしてアウトカムに設定している医療の質向上活動に参加している医療機関は、協議会においての議論を産科医療機関確保・普及に係る内容を中心に行うなどの効率化により、目標を概ね達成した。今後必要な予算の確保に努めて参りたい。 ・個別の医療機関の質指標の計測にあたっては、DPCデータやオーダリングデータを活用するなど各医療機関の負担軽減を図っているところ。各医療機関が計測した医療の質指標の集計を行い改善活動の評価・分析を行う本事業の部分はDX化の余地があるため、今後検討を行う。	今後検討	・予算が20%削減した中で、議論を医療の質指標のメンテナンス及び医療機関確保・普及に係る内容を中心に行うなどの効率化を図っているところ。 ・個別の医療機関の質指標の計測にあたっては、各医療機関が計測した医療の質指標の中央集計や改善活動の評価・分析を行う部分はDX化の余地があるものの、検討・確立に時間を要するため、引き続き各医療機関の負担軽減に努めて参りたい。	医政局
2	田宮委員	I-1-1	達成目標1 測定指標2	・DPC制度だけでなく急性期のお話だけになってしまう。高齢化が進み、在宅医療の話もある中、慢性期や急性期の病院それぞれ医療の質が重要になってくるので、測定指標2(DPC制度における「医療の質向上に向けた取り組み」を公表している施設数)については、対象が急性期だけになっていないかという懸念がある。	対応	・現在計測を行っている9つの指標は、いずれもDPCデータやオーダリングシステムを活用することで計測できるものである。これは、DPC病院や電子カルテ導入施設が計測を簡便に行うことができることを目的としており、それ以外の病院が手作業で計測した場合においても同じく医療の質改善活動に寄与する指標である。従って、DPC対象ではない病院や小規模な病院も含め、対象を限定していない。			医政局
3	香山委員	I-1-1	達成目標3 測定指標6	・測定指標6(助産師活用推進実施都道府県数)については、コロナもあったが、この4年間実績がほぼ横ばいというところについて背景分析をしているか。都道府県によってこの事業の活用は必要ないというところがあるとする、このまま同じ指標でいいのかわかるかというところについて疑問を感じる。	今後検討	少子化が進み、地方と都心では、助産師の活用状況なども異なる。本事業については、都道府県において協議会を設置いただき、地域の実情に応じて対応いただくことになっているため、引き続き、都道府県の意見も伺いながら、指標の妥当性を検証して参りたい。	今後検討	今後、助産師活用推進事業に係る助産師向の実施状況を把握するとともに、先進的な取組や有効事例の収集を行い、事業実施の参考となる事例集を作成する予定である。これらの取組を通じ、助産師向の更なる普及及び活用促進を図ることとしている。併せて、引き続き適切な目標設定について検討を進めてまいりたい。	医政局
4	大西委員	I-1-1	達成目標6 測定指標12	・測定指標12(病院経営管理指標の利用者割合)に関して、実績評価書では、令和6年度は病院経営管理指標の代わりに、地域医療連携推進法人が行う取組についての調査を実施した。これは実態を反映している取組を反映している。将来的には、この調査研究の成果をいかして、例えば地域医療連携推進法人への参加医療機関と非参加医療機関について、それぞれ同一の経営管理指標を用いた経営管理の改善度の比較対照のような、そういう調査につなげていければ有意義な取組になるのではないか。	今後検討	委員にご指摘いただいたとおり、実施した調査の成果や観点を次期調査に生かすことで成果を蓄積していくことが重要と認識している。ご提案いただいた、地域医療連携推進法人への参加医療機関と非参加医療機関との経営改善の比較について、令和7年度実施予定の調査研究に盛り込むことなど、次期調査研究において検討を行う予定。	今後検討	地域医療連携推進法人への参加医療機関と非参加医療機関との経営改善の比較項目を令和7年度事業の調査に盛り込むことを検討したが、入札手続き後であったことから、すでに仕様書にある調査を優先した。そのため令和8年度に実施する調査事業において、本項目追加することを引き続き検討する。	医政局
5	大西委員	I-1-1	達成目標6 測定指標13	・測定指標13(持分なし医療法人への移行認定数)に関しては、最もネックになっているのは、従前の持分あり医療法人の出資持分を保有している出資者の合意形成が、それぞれ医療法人内部での利害調整などの問題もあり難しい面があり、目標達成率も半分を下回るような状況が今年度でも出現してきているという状況を懸念するところ。例えば、持分なし医療法人への移行認定に関しては、その移行計画の移式の手続きへの複雑さが、そういった実務的な支障がなされていることが推測できるが、それだけではなかなか限界があり、本格的に目標達成率が低下安定した状況を改善するためには、一番のネックになっている出資者間の合意形成の促進に向けた政策的なインセンティブの設定や、何らかの税制優遇の措置を設けるか、そういった政策的な手当ても必要になるのではないか。	今後検討	認定医療法人制度については、平成26年の制度創設後、持分放棄に伴う医療法人に対するみなし贈与税の非課税措置の導入や移行完了までの期間を従来制度の3年から5年に延長するなど、より活用しやすい制度となるよう取り組んでおり、また、全国で認定医療法人制度の説明会を開催して制度の周知活動にも取り組んでいるところ。 一方で、委員のご指摘のとおり、本制度の活用促進には出資者の持分放棄に対する合意を取ることが非常に重要であると考えており、これまで開催した説明会の中でも早に出資者の合意を取っておくよう解説している。引き続き周知活動の内容を工夫して出資者の合意形成がスムーズに進むよう取り組んでいくとともに、様々な法人の実情を調査し、必要な措置を講じられるよう検討してまいりたい。	今後検討	令和7年度においては説明会の実施方法を改善した効果等により認定件数も令和6年度より10%程度増加しており、また、令和6年度税制改正により収入要件の見直しを行ったが、その内容が令和8年度の申請より適用となるため、それらの実効性を観察しつつ、引き続き周知活動の内容を工夫して出資者の合意形成がスムーズに進むよう取り組んでいくとともに、様々な法人の実情を調査し、必要な措置を講じられるよう検討してまいりたい。	医政局
6	田宮委員	I-1-1	達成目標8 測定指標18	・測定指標18(災害派遣医療チーム(DMAT)養成数)は目標達成について総合的に勘案して△となっている。確かに数でいうと、コロナのときに比べて△の色々と考えられるが、中々大きな部分であるため、△の理由について詳細を説明いただきたい。 ・医局制度も変わってきているため、個人の隊員の方が大事になってくると思われるので、チーム養成数、個人受講者数の両方を見てもらいたい。 ・また、今後、次のステップとして、個人の隊員が実験との程度DMATに参加ができていくのかの確認をお願いしたい。医局などチームの人事でないといけないことが多い中、個人のこうした思いがどう機能しているのかは大切。	対応	DMAT養成研修は、チーム受講ではなく、チーム隊員の後補充という名目での個人受講が増加傾向にあり、政策目標の指標としていたチーム養成数は伸びが鈍化したものの、隊員養成数は毎年度伸びていることから、目標達成を△としたところ。 このような受講の傾向を踏まえ、厚生労働省では従来、チーム養成数のみならず隊員養成数も注視するとともに、DMATという活動の性質上、養成研修の受講は個人の思いによるところが大きく、個人の受講希望への対応が重要であると考えていることから、当該受講希望になるべく寄り添えるような研修受講枠も設定している。委員のご指摘のとおり、チーム養成数及び隊員養成数については、今後、それぞれ養成実績等の検証を行い、どのような指標を設定すべきか検討してまいりたい。			医政局
7	井深委員	I-1-1	達成目標8 測定指標21	・測定指標21(幼児死亡率)に関して、この達成目標8自体に非常に多くの内容が含まれていて、全てに対して、アウトプットアウトカムが両方あるという状況を生かすのは難しいものかもしれないが、この幼児死亡率という点に関しては、国際的に見ても、必ずしも今、望ましい現状にあるわけでもないという点もあり、さらに、高齢化が進み、少子化も非常に加速しているといった中で、非常に重要なアウトカムなのではないか。この部分に関し、アウトプットもないので、どういった背景でどういった取組をしているのか教えていただきたい。	対応	小児医療体制については、限られた医療資源の集約化・重点化を推進しつつ、役割分担と連携等による体制整備を進めるため、小児救命救急センターや小児初期救急センター等の小児救急医療体制の整備や、都道府県で実施されている子ども医療電話相談事業(8000)とその対応者に対する研修事業等を行っている。			医政局
8	田宮委員	I-1-1	達成目標8 測定指標21	・測定指標21の議論の中で、治療の成果という話が出たが、子供の場合、5歳から9歳では事故が一番多いと認識。日本は他の国に比べて、かなり事故の子供の数が多いため特徴で、医療とは別のものなので、そのあたりを認識した対策が必要。 交通事故は減っているが、溺死や転落などについては日本は他国より高く、アメリカでは親の監督を義務付けた一方で日本にはない。医療によって救えなかった死亡例はないというところは重要。	対応	幼児死亡率には、事故などの医療以外の要因も影響しているという御指摘をいただいたと理解している。こどもの事故防止については、こども家庭庁を中心に厚生労働省含め関係省庁連絡会議が設置されていることと承知しており、医政局としては、小児医療体制の整備について必要な取組を引き続き検討してまいりたい。			医政局
9	佐藤委員	I-1-1	達成目標8 測定指標24	・病床数については、重要なのは数ではなく、病床の種類によるプロポーショナルという認識。測定指標24(将来の病床数の必要量との差異の解析を行った実施率)は新たな指標だが、病床数の必要量との差異の解析することによって、病床ごとのプロポーショナルによる差異の解析も同時に行うことになるという認識で良いか。すなわち、数の分析をするということは、イコールそれぞれ別の構想区域、二次医療圏において、プロポーショナルを検討するものになる指標というふうに理解して良いか。	対応	それぞれの構想区域における病床機能報告における足下の病床数と将来の病床数の必要量との差異については、病床数のみならず病床機能区分ごとの割合についても分析を行っているところ。 ただし、現在、新たな地域医療構想の策定に向け、病床の機能の定義も含め見直しを行っており、指標のあり方は検討会で議論も踏まえて検討してまいりたい。			医政局

10	田宮委員	I-1-1	達成目標9	<ul style="list-style-type: none"> へき地への医療について、訪問診療がでない所に対して、ナースのいる所のオンラインで行うなど、色々工夫もできている。オンラインによってカバーすることも実際に行うわけではない状況のため、それも合わせて、在宅医療をこれから注目することを願いたい。 	今後検討	2040年頃を見据えると、高齢化に伴い在宅医療等の需要が更に増加することが見込まれており、へき地医療やICTを含めた在宅医療の体制確保のあり方について、効率的な医療の提供も含め、検討してまいります。	対応	今年度開催した、第8次医療計画(後期)に向けた検討を行う「在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ」において、在宅医療におけるICTを活用した多職種連携や、オンラインを含む効率的な医療の提供等について議論を行い、今後の対応の方向性についてとりまとめを行った。本とりまとめの内容を踏まえ、地域における効率的な在宅医療の提供体制整備に引き続き取り組んでいく。	医政局	
11	佐藤委員 田宮委員 印南委員	I-1-1	達成目標9 測定指標25	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標25(在宅患者訪問診療件数)について、重要なのは訪問診療の数ではなく、訪問診療の普及の程度、構想段階、自治体、二次医療圏ごとに、訪問診療が普及しているかどうかという点を調べる指標にしている必要がある。かかりつけ医療機能報告制度が始まることで、1月以降、訪問診療ができる医療機関の登録が始まる。現状では把握は難しいかもしれないが、将来的に訪問診療の回数ではなく、構想区域ごと訪問診療があるかないかの普及率のようなものを入れていく必要がある。 訪問診療については各地域にどのくらい本当に普及しているのかという視点は重要。 訪問診療のほうには普及の度合いの指標開発をしておくのか。 	今後検討	各地域の実情により在宅医療の需要及び医療機関等の供給体制は異なるため、「訪問診療を実施する医療機関の数」が施設以上の地域の数・割合といった測定指標を一律に設定することは困難であり、また、各地域の需要に応じた必要施設数等の客観的・定量的指標を設定することも、各地域の在宅医療の需要及び医療機関ごとの供給体制を把握する必要があることから、困難である。そのため、こういった指標が適切に実施可能性も含め今後検討していく。	今後検討	各地域の実情により在宅医療の需要及び医療機関等の供給体制は異なるため、「訪問診療を実施する医療機関の数」が施設以上の地域の数・割合といった測定指標を一律に設定することは困難であり、また、各地域の需要に応じた必要施設数等の客観的・定量的指標を設定することも、各地域の在宅医療の需要及び医療機関ごとの供給体制を把握する必要があることから、現状困難である。そのため、こういった指標が適切に実施可能性も含め引き続き検討していく。	医政局	
I-1-2 医療従事者の働き方改革を推進すること										
12	佐藤委員 香山委員	I-1-2	達成目標2 測定指標3	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標3(医療のかかり方普及事業を認知している成人の割合)は達成率△というのだが、#7119や#8000などを具体的に知っていることは極めて重要であり、むしろこちらのほうが大事なのではないか。ターゲットを絞り、きちんと伝えたいことが伝わっているかという点を確認するためには、ゆくゆくは、こちらを指標に挙げていったほうがいいのではないかと。 そのとき、今はなかなか微妙なターゲットだが、子育て世代ということで言えば、トレンドから考えると、男女30〜50歳くらいと設定するのがいいかと思う。また、高齢社会のところで、例えばかかりつけ医の有無を組み合わせたか、少しデリカシーを持って考えていただければと思う。 今まで令和3年に子育て世代、そして高齢者、そして女性の成人というように来ていて、力を入れれば周知されるということ。 一方で、医療というのは国民全体必要で、特に医療にかかるといっては、高齢者や子育て世代ということも考えると、評価指標を子供の年齢、#8000など、具体的に、ある一定世代全て対象とするという考え方もあるのではないかと。 	今後検討	「上手な医療のかかり方」の事業として、かかりつけ医を持つこと、#7119、#8000、医療情報ネット(ナビイ)等に関して、周知・広報活動を実施しているところ。限られた予算の中で全ての施策を全世代に届知することは困難であるが、個々の施策やターゲットを絞りながら医療のかかり方に関する国民の理解促進の取組を進めてまいります。	今後検討	「上手な医療のかかり方」の事業として、かかりつけ医を持つこと、#7119、#8000、医療情報ネット(ナビイ)等に関して、周知・広報活動を実施しているところ。限られた予算の中で全ての施策を全世代に届知することは困難であるが、個々の施策やターゲットを絞りながら医療のかかり方に関する国民の理解促進の取組を進めてまいります。	医政局	
13	田宮委員	I-1-2	達成目標2 測定指標4	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標4(「上手な医療のかかり方」公式サイトアクセス数)については非常に目標達成率が低く(57%)、今後ももう少し力を入れて考えていただきたいところ、説明を補足していただきたい。DXが進み、自分のデータなどを見られるようになってきたが、そのときに自分がどう考えられているかというように、国民の側の自己決定や意識などが一層に進んでいかないと、その差が問題になるのではないかと、やはり1人1人が意識していただきたいのと、ここはとも大事。 「バイユース、価値の低い医療がともてと顕著になっており、それが医療費を圧迫しているなどという研究が発表された。それに対し、意味がない医療だとわかっていても患者さんが要求する、どうしてもそこを無下にはできないというような意見も医師側からは聞いている。そのため、この患者側、国民の意識はともてと大事であり、測定指標4など目標達成率も足りない中、もう少し具体的に考えていただきたい。 	対応	「上手な医療のかかり方」は、国民の意識を変えていき、その意識が変わることで医師の働き方も変わっていく、それに資するものであり、#8000や#7119については、コロナの時期や、風邪、インフルエンザで浸透していると感じている。昨年から川栄泰志氏を大使に任命して、30〜50代の女性をターゲットとした。その背景としては、#7119、#8000について、30〜50代の女性や、親の世代の認知率がなかなか上がっていないところから見て、ホームページでもアポイントメントしたり、病院や自治体にはポスターも送付して貼っていただいたりしている。患者の医療のかかり方の意識を変えることに資する政策として、今年度も推進してまいります。			医政局	
I-9-1 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること										
14	大西委員	I-9-1	達成目標1 測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標2(再生医療等安全性確保法において実施されている再生医療等提供計画のうちの臨床研究の件数)について、治療の件数が3000件とか4000件近く提出されているものの自由診療ということもあり、安全性や有効性が問われるような事業が報道等でも指摘がある現状では、再生医療の実用化の推進の程度について、研究に限ってアウトカム指標として設定するというのは、それ自体は妥当だが、例示は治験段階に達した再生医療等製品とか、あるいは先進医療として申請された再生医療等技術の件数とか、あるいはそれらの事前相談の件数などといった指標を設定することで、もう少し全体的、あるいは複数の再生医療の実用化の進捗度を測定するといった手法は、今後検討されてもよいのではないかと。 	対応	現行指標である再生医療等安全性確保法のもので実施されている臨床研究の計画数は、医薬品医療機器等法に基づく治験又は薬事承認に至り終了届が提出される研究による件数の変動があり、必ずしも適切に施策の有効性を評価する指標になっていないと認識している。そのため、ご指摘を踏まえ、再生医療等(臨床研究に限る)のうち、先進医療B技術として承認されたものの件数を「新たに指標として設定した」。			医産情	
15	佐藤委員	I-9-1	達成目標1 測定指標3	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標3(臨床研究登録情報の検索ポータルサイト閲覧数)について、令和3年度から一貫して低下傾向、これについては、がんの患者団体から使いにくいという声が出ており、ポータルサイトの改修や、使いやすいポータルサイトのための検討会を開いていたかと思うが、検討会での意見が令和7年度には反映され、同年度には実績が反転するという見通しと考えているのか。 		IRCTのあり方検討に係る有識者委員会へいただいたご意見を基に、「臨床研究データベース大規模改修事業」を、令和7年度から8年度にかけて行うことを予定している。については、本改修事業の成果が現れるのは、令和8年度以降を見込んでいる。			医産情	
16	佐藤委員	I-9-1	達成目標1 測定指標5	<ul style="list-style-type: none"> レジストリが現在789件とのことだが、このうち、どのぐらい企業とのマッチングで使えるようなものになっているのか。また、その789件に対しては、より使いやすくなるような目標を反映した改修が令和6年度に2件、毎年度4件となっており、費用1,800万円という中で、令和7年度以降、目標4件と出せるのか、1,800万で何件できるものなのか、789件に対して4件という数字をどう考えればいいのか。 		各レジストリの構築目的やデータ等の収集内容はレジストリ毎に様々な状況だが、当該事業における令和6年度のレジストリ保有者へのアンケート調査によれば、約4割のレジストリにおいて、企業からのデータ提供や共同研究依頼について、「前向きに検討する」「検討する」との回答が得られている。また、当該事業の補助額・件数について、令和7年度は国が1/2補助、上限1800万円/件として2件の支援を実施しているところだが、採択件数を上回る応募をいただけており、当該事業について引き続き一定の需要はあるものと認識しているため、予算拡充に努めてまいります。			医産情	
17	佐藤委員	I-9-1	達成目標1 測定指標7	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標7(臨床研究中核病院による臨床研究・治験従事者研修プログラムの受講修了証発行人数)に関して、臨床研究中核病院で、しっかりと臨床試験ができることは実質的課題。このプログラムの対象が令和7年度予算でSMOとCROにも対象拡大されているものと思うが、それを考慮して令和7年度以降の目標値にはチャレンジングな数字を掲げるのか。 	今後検討	本指標の目標値は、「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間とりまとめを踏まえた政策目標と工程表(令和6年7月内閣府健康・医療戦略室)における同指標の目標値が「令和10年度までに1,100人」であることを受け、令和6年度から令和10年度までの5年間で段階的に設定したものと認識しており、令和7年度からはSMO・CROにも明示的に対象拡大をしており、加えて、事務系職員を対象とした研修を新設する予定。したがって、研修受講者が増加する見込みであることから、令和7年度以降の目標値を引き上げると前向きに検討していく。	対応	令和7年度事前分析表において対応予定。今後も研修の実績を踏まえ、目標値の引き上げを検討してまいります。	医産情	

18	大西委員	I-9-1	達成目標1 測定指標9	・測定指標9(バイオシミラーの置き換え率)と測定指標8(バイオシミラー等のバイオ医薬品の製造技術研習に参加した人数)でバイオシミラーに関するアウトプット指標を設定している。バイオシミラーへの置き換えの促進の取組について、例えば健康保険組合向けの使用促進の取組や一般国民向けの普及啓発活動について報道などで紹介されたりしているため、今後はそういった側面に関しても何らかのKPIを設けるといったことは考えられないのか。	今後検討	バイオシミラーの普及啓発については取組みを開始したばかりであり、今後は状況をよくフォローしながら、指標のあり方も含めて検討してまいりたい。	今後検討	バイオシミラーの普及啓発については、病院薬剤師向けや保険者向けの講習会、患者やご家族向けのセミナーを実施しているところであるが、今後は状況をよくフォローしながら、指標のあり方も含めて検討してまいりたい。	医産情	
19	井深委員	I-9-1	達成目標1 測定指標9	・バイオシミラーについて、令和11年度末に向けて取組を進めると思われるが、品目によって置き換え状況の違いが大きいということは、今後の取組を進めていくのに参考にもなるが、この置き換えの状況の違いというのが、どうい理由によって起きているのかについて、何か把握しているか。	対応	バイオシミラーの置き換え状況が品目によって異なる状況は、品目の個別の状況により、様々な要因があると考えられる。例えば、バイオシミラーが販売されている後遺症期間や、患者負担の違いなどが想定される。こうした、品目ごとに置き換え率にばらつきがある状況を踏まえ、置き換え率の全般的な底上げも必要と考えており、「バイオ後継品の使用促進のための取組方針」に基づき、今後はバイオシミラーの使用促進に向けた取組を進めていく。			医産情	
20	大西委員	I-9-1	達成目標2 測定指標11 達成目標12	・測定指標11(後発医薬品安心使用促進事業の実施都道府県数)、測定指標12(後発医薬品の使用割合)について、現状の達成目標の課題設定のあり方として、あくまでも前提という位置付けにとどまっているが、昨今の情勢認識として、安定供給の確保についても今後は何らかの達成目標としての課題設定への関わり、あるいは測定指標の設定ということも考えてよいのではないのか。	今後検討	医薬品の安定供給の確保の観点での指標は、今回は設定していないが、後発医薬品の使用を適切に推進していく上で、後発医薬品の品質確保や安定供給の確保は大前提と考えており、そのために必要な取組を進めている。安定供給の状況も含め、状況は定期的にフォローアップしていくこととなるが、本指標のあり方についても、検討していきたいと考えている。	今後検討	医薬品の安定供給の確保の観点では、供給確保医薬品等の製薬企業に対する増産・備蓄に係る補助等の取組を行ってきたところであるが、後発医薬品の使用を適切に推進していく上で、後発医薬品の品質確保や安定供給の確保は大前提と考えているため、安定供給の状況も含め、状況は定期的にフォローアップしつつ本指標のあり方についても、検討していきたい。	医産情	
I-11-1 新興感染症への対応を含め、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること										
21	田宮委員	I-11-1	達成目標1	・保健師についての施策は重要で、地域による違いは大事であるので、全体数ではなく都道府県単位やもう少し細かく見ていく必要がある。また、公衆衛生の医師もすくなく、1つの保健所に保健師長が1人いなければいけないところ。所長が足りず業務になっているところなどが非常に深刻な状況となっており、そのあたりも視野に入れていただきたい。	今後検討	「地域による違い」としては、特に小規模自治体での保健師確保が課題であることから、参考指標として保健師ゼロ自治体数を設定しており、引き続き備在対策を進めていく。 ・公衆衛生医師の確保は重要な観点だが、保健師長の養成には複数年を要するところ。保健師長数を年単位の政策評価の指標とするのは困難と思われることあり、適切な指標設定が可能かどうかを検討してまいりたい。	今後検討	「地域による違い」としては、特に小規模自治体での保健師確保が課題であるため、参考指標として保健師ゼロ自治体数を設定することで、備在状況を継続的に把握できるようにしている。令和8年度以降も引き続き備在対策を進めてまいりたい。 ・公衆衛生医師の確保は重要な観点だが、保健師長の養成には複数年を要するところ。保健師長数を年単位の政策評価の指標とすることは適切ではなく、目標指標としては現行のまましつつ、引き続き保健師長の業務数も含めた公衆衛生医師数の網羅的な調査や、自治体の取組に関する研究を推進してまいりたい。	衛生局	
22	香山委員	I-11-1	達成目標1 測定指標1	・測定指標1(常勤保健師数)について、保健師を引き続き増やしていくというところで、目標値を設定するのは難しいというところだが、保健師は少ないという認識であって、当面、指標として設定して推進していくというところなのか。	対応困難	・各自治体の保健師数は、予算規模等を踏まえた自治体の数によるものであることから、国において具体的な目標値を設定することは困難であるが、今後も増加する保健師業務に対応するため、着実に増加することが重要であるため、「前年度以上」を指標として設定し推進していく。			衛生局	
23	佐藤委員	I-11-1	達成目標1 測定指標1 達成目標2 測定指標4	・地域偏在が大きいということを前提にする、測定指標1のようにバックスと大きな数字で目標値を立てるのが適切なのかという問題がある。こういうバックスとした指標を出すの、ゴールは何や。目標値の違いによって全然アプローチが違ってくる。地域ごとで違えるということもあるし、どのような共通の指標を持つのかということもまた重要。常勤保健師数とHEATの充足の後の、常勤が足りないならIHEATでどのくらい確保できているのかのバンスをセットで考えることが必要になり、測定指標4(IHEAT研修を年に1回以上行っている保健所設置自治体の数)も自治体の数よりも、IHEATはどのくらい目標を確保できたのかというような指標が必要になってくるのではないのか。	今後検討	「地域偏在が大きい」ということに関して、特に小規模自治体での保健師確保が課題であることから、参考指標として保健師ゼロ自治体数を設定しており、引き続き都道府県支援による小規模自治体等保健師確保モデル事業(都道府県保健師の管内町村への派遣含む)等の備在対策を進めていく。 ・IHEATについては、保健師業務を支援することから、目標登録人数の設定については各自治体の実情に応じた評価が望ましいところ。国による実態把握の強化は必要と承知しており、自治体の負担を過度に増やさない形でどのような指標が設定可能かどうか、引き続き検討してまいりたい。	今後検討	「地域偏在が大きい」ということについて、特に小規模自治体での保健師確保が課題であることから、参考指標として保健師ゼロ自治体数を設定している。今後、「都道府県支援による小規模自治体等保健師確保モデル事業」を通じて小規模自治体等に向けた保健師の確保・育成・確保活動の都道府県による一体的支援に係るモデル事業」等を実施し、備在対策及び活動体制の補完を図ってまいりたい。 ・IHEATについては、保健師業務を支援することから、目標登録人数の設定については各保健所設置自治体の実情に応じた評価が望ましいものであるが、目標の設定方法自体については、各自治体の実情に応じて設定されているものであったため、国の施策に対する評価指標としては現時点では困難であった。自治体の負担を過度に増やさない形でどのような指標が設定可能かどうか、引き続き検討してまいりたい。	衛生局	
24	香山委員	I-11-1	達成目標2 測定指標4	・IHEATの年1回以上の研修について、保健所設置については、都道府県と保健所設置市で状況が違うのではないかと、目標も大きく達成しているところから、都道府県の実施割合と保健師設置市の実施割合とを、具体的にそれを指標にして推進していくような指標はないのか。	今後検討	・IHEATの研修については、今後自治体の支援を強化していくにあたって都道府県と保健所設置市の共催を含めた柔軟な研修方式も想定していることあり、単純な切り分けが困難な事例があると認識している。安易に全体の総数だけを単一指標とすべきでないというご指摘と承知しており、どのような指標が適切かというところについては、引き続き検討してまいりたい。	今後検討	・IHEATの研修については、都道府県と保健所設置市の共催を含めた柔軟な方式も含めた好事例を自治体と共有したところであり、単純な切り分けが困難な事例があると認識している。安易に全体の総数だけを単一指標とすべきでないというご指摘と承知しており、どのような指標が適切かというところについては、引き続き検討してまいりたい。	衛生局	
I-11-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること										
25	佐藤委員	I-11-2	達成目標 測定指標2	測定指標2(健康づくりに関する活動)に取り組み、自発的に情報発信を行う団体登録数は○が付いているが、令和5年度、令和6年度の実績が括弧書きで出ており、目標が低すぎるということもあるのではないのか。	今後検討	「健康日本21(第三次)」では、登録後も積極的に健康づくりの活動を行う企業・団体数を増加させることが必要であることから、「参画し活動している企業・団体数」を新規に把握しなおすこととしている。ご指摘も踏まえ、ベースライン値のデータ把握時点、中間評価時点等の実績値を踏まえ、適宜目標値の再検討を行ってまいりたい。	今後検討	「健康日本21(第三次)」では、登録後も積極的に健康づくりの活動を行う企業・団体数を増加させることが必要であることから、「参画し活動している企業・団体数」を新規に把握しなおすこととしている。ご指摘も踏まえ、ベースライン値の設定の議論を行っているところである。今後、設定されたベースライン値について中間評価時点等の実績値を踏まえ、適宜目標値の再検討を行ってまいりたい。	衛生局	
26	田宮委員	I-11-2	全体(データのとり方)	・指標のデータについて、運用調査が実施できなかったために間のトレンドが見られなくなったというところがあったが、国の非常に重要な調査であるため、災害などがあっても大事な指標になる数値が継続して得られるような体制をお願いしたい。	今後検討	「国民健康・栄養調査」については、健康増進法に基づき都道府県・保健所設置市・特別区が執行の事務に当たることから、自然災害等の予測できない事業が発生した場合の調査実施体制の確保については困難と思われることあり、自治体等の対応状況等も踏まえて今後検討してまいりたい。	今後検討	「国民健康・栄養調査」については、健康増進法に基づき都道府県・保健所設置市・特別区が執行の事務に当たることから、自然災害等の予測できない事業が発生した場合の調査実施体制の確保については困難と思われることあり、自治体等の対応状況等も踏まえ、引き続き検討してまいりたい。	衛生局	
27	大西委員 佐藤委員 香山委員	I-11-2	全体(指標の設定について)	・目標未達の指標がたくさん並んでおり、測定指標の設定の在り方がアウトカム指標に比重が置かれ過ぎることが、この現状を招いている一因ではないか。 ・アフタカム指標を挙げている中、中間的な目標を何らかし設定することの重要性を感じているが、中間指標を設定したときに、普及啓発をどのくらい頑張ったかのようなものではないかたちについて検討いただきたい。 ・測定指標1の健康寿命が目標を達成しているのに、他の測定指標が全部×ということは、この施策と健康寿命が関連がないというようにも解釈できるの、やはりアウトプットなど何かいい指標があるといい。	今後検討	測定指標の設定については、「健康日本21(第三次)」の目標と連動して設定しているという点からも、短期的には改善し難い指標となっていると認識しているところであり、いただいたご指摘を踏まえ、指標の立て方やアウトプットの指標を含めて今後検討してまいりたい。	今後検討	測定指標の設定については、「健康日本21(第三次)」の目標と連動して設定しているという点からも、短期的には改善し難い指標となっていると認識しているところであり、いただいたご指摘を踏まえ、指標の立て方やアウトプットの指標を含め、引き続き検討してまいりたい。	衛生局	
28	香山委員	I-11-2	全体(指標の設定について)	・子供の肥満のことも現状として挙がっているが、測定指標にはそれが設定されていないのは、「健やか親子21」など別な施策に反映されているからなのか。ライフコースアプローチも今回の「健康日本21」ではうたい文句だと思うが、20代以上の肥満のこのだけが指標になっているの考えになる部分。	今後検討	「健康日本21(第三次)」では、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに関する目標として「児童・生徒における肥満傾向の減少」を掲げており、第2次成育医療等基本方針に合わせて目標値を設定し、取組を推進することとしている。御指摘の通り、「健やか親子21」等の他省庁の取組と連携が必要なものであり、測定指標の設定については今後検討してまいりたい。	今後検討	「健康日本21(第三次)」では、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに関する目標として「児童・生徒における肥満傾向の減少」を掲げており、第2次成育医療等基本方針に合わせて目標値を設定し、取組を推進することとしている。御指摘の通り、「健やか親子21」等の他省庁の取組と連携が必要なものであり、測定指標の設定については今後検討してまいりたい。	衛生局	

I-11-3 総合的ながん対策を推進すること									
29	佐藤委員	I-11-3	達成目標1 測定指標2	・ 健保での検診についてはどのような把握になっているのか。健保のがん検診と自治体のがん検診が重なっている部分も課題。それを医療DXでちゃんどつなげることにより、把握することができるようになるのかについても教えていただきたい。	今後検討	令和7年7月1日付でがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針を改正し、令和8年度以降市町村において職域等がん検診の受診状況等の把握に努めることとしている。将来的に、精密検査の情報も含めて医療機関の情報を入手できる仕組みを検討してまいりたい。	今後検討	令和8年度以降市町村において職域等がん検診の受診状況等の一体的な把握に努めることとし、令和8年度予算案において「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の一環として取り組む市町村への補助について計上している。精密検査の情報を含む医療機関の情報を入手できる仕組みについては引き続き検討してまいりたい。	健生局
30	田宮委員	I-11-3	達成目標1 測定指標2	・ 精密検査の受診率はとても重要。ただ、その前の検診受診率自体も、まだまだ改善の余地があり、女性はまだ少ない。それは職域検診の割合では女性が少ないから、がん検診受診率について職域かどうかを分けて見てみることも傾向が違ふ。そのため、職域なのか人間ドックなのか、国民生活基礎調査に合わせて健康診断、健康診査及び人間ドックを分けてグラフを提示しながら対策を立てられるようにしたほうが良い。	対応	国民生活基礎調査にて、自治体検診、職域検診、人間ドックを含むその他の検診のいずれかを受診したかどうかを尋ねており、「がん検診のあり方に関する検討会」ではその資料を提示し、対策を検討している。			健生局
31	佐藤委員	I-11-3	達成目標1 測定指標3	・ 測定指標3(精密検査受診率)について、特に大腸がんと子宮頸がん検診受診率が70%程度と大分低い数字。 原因として、精密検査の受診状況を自治体が把握できていないということが考えられることだが、精密検査未受診者に対し郵送や電話などによる個別の受診勧奨を行っているという現状分析もある。これは、自治体によって精密検査の受診の状況が把握できている所とできていない所があるということなのか。これに対して、これからどのように精密検査の受診状況を自治体が把握できるようにしていくことを考えていただく。	今後検討	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の一環として、市区町村が実施するがん検診、精密検査・確定精検に関する個別の受診勧奨及び再勧奨について補助をしているが、都道府県によって実施率に差異があるところ。今後、医療DXの進捗状況を踏まえながら、精密検査など医療機関の情報についても把握する仕組みを今後検討してまいりたい。	今後検討	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の一環として、市区町村が実施するがん検診、精密検査・確定精検に関する個別の受診勧奨及び再勧奨について補助をしているが、都道府県によって実施率に差異があるところ。そのため、令和8年1月には市区町村が活用できる精密検査の受診勧奨資料を開発し、更なる勧奨の実施を後押ししている。今後、医療DXの進捗状況を踏まえながら、精密検査など医療機関の情報についても把握する仕組みを引き続き検討してまいりたい。	健生局
32	井深委員	I-11-3	達成目標3	・ 達成目標3(ライフステージに応じたがん対策の推進によるがん患者とその家族等の生活の質の向上)は、達成目標1、達成目標2と並び非常に重要。その中でこの測定指標6、測定指標7、測定指標8、測定指標9は、実績評価で非常に高成績。その上で、達成目標3は、いろいろな側面がある。その1つを代表するのが、測定指標8(現在自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合)、やはり、多面的な側面からの評価は大事。就労も非常に重要で、測定指標6(仕事と治療の両立ができる環境とと思う人の割合)と測定指標7(がん診療連携拠点病院等において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した就労に関する相談件数)は非常に重要。 ・ がんの治療に係る経済的な負担に関して、ライフステージに応じたがん対策の推進においても重要ではないか。そのようながんの治療に係る経済的な負担に関する指標を、将来的にこの項目の中で設定することはどうか。	今後検討	第4期がん対策推進基本計画の指標としては、「治療費の負担が原因で、がんの治療を変更・断念したがん患者の割合」(金銭的負担が原因で生活に影響があったがん患者の割合)などを、ロジックモデルの中で掲げている。こういった指標を今後実施する当該基本計画の中間評価で検証した上で、今後の政策評価における目標として採用するかどうか、今後検討したい。	今後検討	第4期がん対策推進基本計画の指標としては、「治療費の負担が原因で、がんの治療を変更・断念したがん患者の割合」(金銭的負担が原因で生活に影響があったがん患者の割合)などを、ロジックモデルの中で掲げている。現在本計画の中間評価を進めているところであるため、今後の政策評価における目標として採用するかどうかは中間評価後に検討したい。	健生局
33	田宮委員	I-11-3	達成目標3 測定指標8	・ 測定指標8についてはアウトカムでとてもいい成果が出ていて、今まで日本の指標ではこういうのがなかなか、チャレンジングで、しかも、目標達成している。何によって指標を取られたのか、どういう方を母集団(対象)に取られて、どういう方法でこういう数字となったのかについて教えていただきたい。	対応	当該指標の元データである「患者体験調査」は、厚生労働省が国立がん研究センターに委託している事業であり、これまでに平成26年度、平成30年度、令和5年度に実施している。令和5年度調査については、第4期がん対策推進基本計画に対応して質問紙を作成している。調査の母集団は、令和3年の院内がん登録において、当時18歳以上で、当該年に治療を開始した患者から、第1段階抽出法にて対象者を抽出した。第1段階の対象病院の抽出は、令和5年4月時点で厚生労働大臣が指定したすべてのがん診療連携拠点病院等 456 施設の数と、がん診療連携拠点病院等以外の院内がん登録実施施設のうち 100 施設を無作為抽出した。第2段階の患者の抽出では、各施設内で、診断時18歳以上40歳未満のがん患者、診断時40歳以上のがん患者を層別した。最終的には367施設が参加し、32,716名に調査票が配布され、回収率は45.2%、集計対象者は13,188人となった。回答は、母集団の状況を偏りなく推測するために、サンプリングによる抽出確率や回収状況を反映したウェイトを用いて集計した。この中で、「現在自分らしい日常生活を送れている」と思いますが(○は1つ)という問を設定しており、無回答を除外し「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合が78.0%であった。 https://www.ncc.go.jp/jp/icc/policy-evaluation/project/010/2023/R5_all.pdf	対応	国立がん研究センターが運営する「がん情報サービス」において、患者・家族・市民に対して、科学的根拠に基づく治療に関する情報を掲載し、引き続き内容を随時更新している。がん治療に関する正しい知識の普及啓発に関する内容をどのように指標として評価するかについては、第4期がん対策推進基本計画の指標として「がん情報サービスにアクセスした件数」「がん情報サービスにおけるコンテンツ更新数」などをロジックモデルの中で掲げている。こういった指標を今後実施する当該基本計画の中間評価で検証した上で、今後の政策評価における目標として採用するかどうか、引き続き検討してまいりたい。	健生局
34	大西委員	I-11-3	全体(達成目標、測定指標の設定)	・ がん治療の標準治療に関する正しい知識の普及啓発の在り方について、現状の施策目標における達成目標や測定指標の設定の在り方の中で、具体的にどう位置付けるかはなかなか難しい面があるが、エビデンスの低い自由診療として提供されているがん治療について、標準治療のがん治療に従事する医師を中心に、問題視する指摘もかなり強くなる。そういう側面に関して、例えば、実績評価書の中でも参考資料として掲載のある国立がん研究センターのがん情報サービスのアクセス数などの測定指標、あるいは、その測定指標によって達成される達成目標の設定の在り方なども、今後はエビデンスの高い標準治療としてのがん治療の普及、均てん化の観点からは必要になってくるのではないかと。	今後検討	国立がん研究センターが運営する「がん情報サービス」において、患者・家族・市民に対して、科学的根拠に基づく治療に関する情報を掲載し、内容を随時更新している。がん治療に関する正しい知識の普及啓発に関する内容をどのように指標として評価するかについては、ご意見を踏まえ、可能かどうかも含めて今後検討したい。	今後検討	国立がん研究センターが運営する「がん情報サービス」において、患者・家族・市民に対して、科学的根拠に基づく治療に関する情報を掲載し、引き続き内容を随時更新している。がん治療に関する正しい知識の普及啓発に関する内容をどのように指標として評価するかについては、第4期がん対策推進基本計画の指標として「がん情報サービスにアクセスした件数」「がん情報サービスにおけるコンテンツ更新数」などをロジックモデルの中で掲げている。こういった指標を今後実施する当該基本計画の中間評価で検証した上で、今後の政策評価における目標として採用するかどうか、引き続き検討してまいりたい。	健生局
II-2-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること									
35	大西委員	II-2-1	現状分析	・ 危険ドラッグ事犯の現状に関して、販売店舗を商業に追い込んでから、また新たに新規の店舗が確認された経緯等を記載しているが、これは具体的な調査手法としては、どのようにして、この辺りの数値を確認しているのか。		都道府県に依頼して調査を実施し、厚労省にて集約したもの。			医薬局
36	香山委員	II-2-1	達成目標1 測定指標1	測定指標1(薬物乱用防止啓発訪問事業の学校等への訪問回数)について、大幅に目標値を上回って達成しているが、この学校等には、大学、専門学校、専修学校も入っているのか。昨今の状況を見ると、大学、専門学校、専修学校など、そういった若者のコミュニティへ啓発活動も非常に重要なのではないかと。また、そういったターゲットを設定しての啓発活動などの予定があれば知りたい。	対応	薬物乱用防止啓発訪問事業の対象である学校等には、大学、専門学校、専修学校等も含まれている。また、近年若年層による大麻事犯検挙人員が増加していることを受け、令和5年度より若年層をターゲットにして、SNS等のインターネット広告を活用したデジタル広報啓発活動に取り組んでいる。			医薬局
37	大西委員	II-2-1	全体(達成目標、測定指標の設定)	・ 薬物乱用防止五か年戦略の5つの目標に関して、その目標3〜5では国内外の規制薬物の流通状況の監視や、水際での抑止といった側面に着目した目標設定がされており、現状の政策評価の中では主にこの五か年戦略の目標1と2に関する達成目標や測定指標の設定に比重が置かれている。先般、フロンティアの関係で厚生労働省の取組は非常に迅速であったと思うが、原料物質の流通監視に関して、新たな都道府県向けの通知なども発生したようである。今後はそういった国内外の規制薬物の流通監視や、阻止に向けた達成目標や測定指標の設定の在り方についても検討されたい。	今後検討	ご指摘の趣旨を踏まえ、例えば、我が国の薬物事犯の特性として、主に密輸入される実態もあることから、密輸入の摘発件数等を参考指標として入れられるかどうかを含めて検討している。	対応	薬物乱用防止五か年戦略の目標3、目標4における取締りや水際防止については、警察、税関、麻薬取締部をはじめとする各機関が実施していることや、他律的要素が強いことから、厚生労働省単独での達成目標の設定は難しいものの、御指摘の趣旨を踏まえ、薬物乱用防止五か年戦略において設定された各目標、我が国の薬物情勢を鑑み、令和8年度の事前分表において、達成目標1の参考指標の一つとして、薬物密輸入事案検挙件数・人員の各数値の設定を加えることを予定している。	医薬局

第18回 政策評価に関する有識者会議 労働WGにおけるご意見等への対応状況

番号	委員名	施策目標	意見等箇所	意見等内容	WG開催後の対応状況		令和8年3月時点での検討状況		担当部署
					対応区分	具体的な対応状況	対応区分	具体的な対応状況	
Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること									
1	村上委員	Ⅲ-3-2	達成目標1 測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1(医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合)について、この目標値を挙げたほうがよいとのことであるが、そうであれば、達成目標のアドラム指標として、この指標だけではないかというご指摘は検討してはいたが、現在の目標は、労災で、けが等をされた方が対象となってくるかと思われるが、社会復帰という観点からすると、メンタル関係の指標もあり得るのではないかと考えており、そういった点についても検討していただきたい。 	今後検討	<p>指標1については、令和7年度目標から目標値を引き上げる方向で検討する。</p> <p>ご指摘のメンタルヘルス関係の指標につきまして、医療リハビリテーションセンターは、四肢・脊椎の障害、頭部外傷等により中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行う施設であり、精神疾患の社会復帰促進にかかる取組は実施していないことから、指標設定は困難である。</p>	対応	測定指標1(医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合)について、令和7年度から目標値を過去10年間の実績平均に準じた90%以上に引き上げた。	労働基準局
2	岩佐委員	Ⅲ-3-2	達成目標2 測定指標7	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標7(労災保険指定医療機関数)で、病院等を増やしていくということだが、前提として、現状で労災を受けている方が致している病院数が、この数であるということなのか。どの程度困っている状態であるというふうなことから、病院の経営状態なども大変なところもあると思うが、本来的には、本年到達するべき数というよりも、もっと数が多い方がいいのではないか、この辺りにいるということなのか。全体の中での、今の目標の位置付けを説明いただきたい。 	対応	<p>究極的には、全ての被災労働者が自己負担なく現物給付を受けられる環境を目指しており、毎年度、労災指定医療機関数を着実に増やしていくことにより、そのような環境の整備が実現されると考えて、目標として設定していた。</p>			労働基準局
3	岩佐委員 皆川委員	Ⅲ-3-2	達成目標2 測定指標7 達成目標2 参考指標9	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険指定医療機関については、地域的な偏りのようなものがあるのかなど、状況によっては地域的なものを目標にしていく予定なのか。 測定指標7について、現状現物給付できている割合が98%ということ、トータルで見ると適当なところに必要な提供が労災関係できている、概ね達成できているということかと思う。 ただ、地域によっては、労災指定されている医療機関が少ないところだと、診療は受けられるが遠い所まで行かなければいけないといった問題もあろうかと思う。そういった意味で、目標として、全体としては現物給付を達成できている中で、各地域における利便性などで課題はないのか。 参考指標9で各都道府県の医療機関に労災指定医療機関が占める割合について示しているが、将来的に必要なあれば、地域的なバランスを考慮した目標というのもの、データと合わせて検討してもらいたい。 	対応	<p>参考指標9を、各都道府県の労災保険指定医療機関において現物給付として支給された金額割合に変更した。労災保険指定医療機関において現物給付として支給された金額割合について、全都道府県中の最高値と最低値を把握し、地域差についても確認していく。</p>			労働基準局
Ⅳ-1-1 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること									
4	新田委員 村上委員	Ⅳ-1-1	達成目標1 測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> M字カーブが解消できており、今後はL字カーブも検討したいという話もあったが、是非、その方向で検討いただきたい。参考指標6(第1子出産前後の女性の継続就業率)のところでもペースとなる調査自体が、5、6年ごとしか行われないということもあるので、L字カーブに留意し、それと定年退職率など、次回に参考指標に盛り込んでいただきたい。 測定指標1(25歳～44歳の女性就業率)については、L字カーブに変更していくことが必要ではないか。労働力調査での25歳から44歳の女性の正規雇用比率なども指標として考えられるのではないかと。 	今後検討	<p>測定指標1「25歳～44歳の女性就業率」については、「目標値の設定の根拠」欄にも記載のとおり、第5次男女共同参画基本計画において目標値として定められているものである。現在、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けた議論が行われており、その動向も注視して参りたい。</p>	今後検討	令和8年3月13日に閣議決定された第6次男女共同参画基本計画においては、「25歳から44歳までの女性雇用者に占める非正規の割合」が参考指標とされていることを踏まえ、「25歳から44歳までの女性雇用者に占める非正規の割合」を参考指標とすることについては今後必要に応じて検討してまいりたい。	雇用環境・均等局
5	新田委員 村上委員	Ⅳ-1-1	達成目標2 測定指標9	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標9(男性の育児休業取得率)については、経団連も男性の育児休業について様々な機会に呼び掛けているところ、率だけではなく、期間を見ることも必要との認識に立って議論している。先般、次世代法の指針の中に男性の育児休業取得期間について目標を設定することが望ましいということが盛り込まれたこと承知しており、例えば、男性の育児休業取得期間に関する目標を設定している企業の割合なども参考の指標に入れ込むことも、検討の課題としていただきたい。 育児休業の取得期間は大変重要。取得期間について、目標を設定している企業の割合ということも意見としてあったが、もう少しダイレクトに男性の育児休業取得期間を設定するというのもあり得るのではないかと。令和5年度は、男性で育児から職場復帰した方のうち、58.1%が1か月未満の取得ということから、1か月以上取得した男性の割合ということも、考えられるのではないかと。 	対応	<p>育児休業の取得促進に係る政府目標としては、現状、男性の育児取得率として2025年までに50%、2030年までに85%という目標を設定しているところ、まずはこの達成を目指して取組を進めていきたいと思います。ご指摘も踏まえ、雇用均等基本調査において、「取得期間別育児休業からの復帰者割合」を調査しているところ、育児休業から復帰した男性労働者のうち、1ヶ月以上取得した割合(現状1.9%(令和5年度))を参考指標として設定する。</p>			雇用環境・均等局
6	岩佐委員	Ⅳ-1-1	達成目標1 測定指標2 達成目標2 測定指標9	<ul style="list-style-type: none"> 来年の目標はこうだといって目標値を定め、なかなか急に変わらないというのは、理解するが、本来は例えば測定指標2(民間企業の課長相当職に占める女性割合)に到達すべきところは男女同数に近づけるのか、測定指標9(男性の育児休業取得率)であれば、ほぼ男女で変わらないというのが長期的には向うべきところなのではないかとも思う。そうすると、本当はそこが長期的な目標だが、現時点では、これを目指するというような、そういうところかじみ出るように書いていただけないか。 この問題が、平等と何か、人権と社会構造に関わる問題なので、本来50であるべきところを今15や20が目標というのは、なかなか届きにくい、まずはここから始め、最後はここに向かうことになっているところが出てこない。つまり、すぐ変えていくというよりも、そういう長期的に本来いくべき目標というのを何か記載できないか。 		<p>達成目標については、施策目標(女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること)の実現に向けて分野ごと抽出された課題に対応し、当該課題を解決するために達成すべき状態を定性的に設定し、記載している。</p> <p>その上で、測定指標における目標値は、各達成目標の達成度合いを数値で測定するために、現状を踏まえつつ一定の期間を区切って設定し、当該期間内の各年度の目標値に反映している。</p> <p>この点、現状、男女でギャップがあることを問題意識として十分に持ちつつ、当面の重点的な取組課題に対応した目標値として、例えば、測定指標9については、長期的な達成目標として「男女ともに仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進するという目標を掲げ、令和7年度末までこの期間を区切って、足下の取得率を踏まえて男性の育児取得率50%とすることを測定指標上の目標値として設定し、年度ごとの目標値に反映しているものである。</p>			雇用環境・均等局
7	松浦委員	Ⅳ-1-1	達成目標2 測定指標10	<ul style="list-style-type: none"> イクメンプロジェクトについては「共育(トモイキ)プロジェクト」に引き継がれるということだが、「共育プロジェクト」の趣旨に鑑みても、同じようにアクセス件数というので目標値を設定することが妥当だと考えているのか、「共育」の趣旨として、フコペベなしく共育でということが必要ならば、例えば男性の家事・育児時間の伸長を目標とすることも、検討の余地があるのではないかと。 	今後検討	<p>本事業が広報・普及啓発事業であることも踏まえつつ、年単位で把握、通年比較ができ、かつ、「共育」の推進を測る上で妥当な指標について、改めて検討する。</p>	今後検討	新たな指標の検討材料とするため、令和8年度委託事業における実施内容に事業の効果測定に関する事項を盛り込むこととしている。令和8年度委託者の提案等も踏まえながら、引き続き、本事業が広報・普及啓発事業であることも考慮しつつ、年単位で把握、通年比較ができ、かつ、「共育」の推進を測る上で妥当な指標について、幅広く検討する。	雇用環境・均等局
8	村上委員	Ⅳ-1-1	達成目標2 測定指標10	<ul style="list-style-type: none"> イクメンプロジェクトに関して、「施策の分析」の有効性の評価において、「実際に男性の育児休業取得率向上にどのような影響があるか一定の効果も上げている」とあるが、サイトへのアクセス件数と取得率向上の因果関係を示すようなものがあるのか。 	今後検討	<p>育児取得率の向上は、複合的な要因によるものであり、事業サイトアクセス数と育児取得率の相関関係を示すことは難しいが、業次の育児・介護休業法の改正事項をサイト上で周知したり、先進企業の事例紹介、及び男性の育児休業取得促進に向けたセミナー研修教材をサイト上で提供すること等により男性の育児休業取得率の向上に一定寄与したと考えている。</p> <p>本事業が広報・普及啓発事業であることも踏まえつつ、年単位で把握、通年比較ができ、かつ、「共育」の推進を測る上で妥当な指標について、改めて検討する。</p>	今後検討	新たな指標の検討材料とするため、令和8年度委託事業における実施内容に事業の効果測定に関する事項を盛り込むこととしている。令和8年度委託者の提案等も踏まえながら、引き続き、本事業が広報・普及啓発事業であることも考慮しつつ、年単位で把握、通年比較ができ、かつ、「共育」の推進を測る上で妥当な指標について、幅広く検討する。	雇用環境・均等局

9	村上委員	IV-1-1	達成目標3	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標3(自営型テレワークを良好な就業形態とするための環境整備、フリーランスとして安心して働ける環境整備)について、フリーランス法に関する指標18として「フリーランス・トラブル110番の満足度」があるが、それ以外に、法施行に併せて全国の労働者で設置した労働者性の相談窓口における相談件数なども含めて、少し指標を追加していくことも必要ではないか。 	今後検討	令和6年11月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法の施行状況を用いて分析評価できるよう、進捗での実施等がわかる令和8年度以降において、都道府県労働局における法施行状況といった適切な指標の設定を検討してまいりたい。	今後検討	令和8年度中にとりまとめる、都道府県労働局における令和7年度法施行状況等を踏まえて適切な指標の設定を検討してまいります。	雇用環境・均等局	
10	皆川委員	IV-1-1	達成目標3 測定指標18	<ul style="list-style-type: none"> フリーランス・トラブル110番についてフリーランス法が施行されたのは去年だが、フリーランス・トラブル110番の相談窓口における相談件数はずっと右肩上がりに上がっている。この相談内容は、いわゆる報酬のカットや未払い、変更などといったものもあれば、本政策目標の対象となっている家庭生活、育児との関わりなど、いろいろなものがあると思うが、ここでの相談件数の数と、その指標18で指標者が「とても満足」、「満足」と回答したものの割合というのは、これは全部含んでの相談件数ということか。 		【参考】指標19「フリーランス・トラブル110番相談窓口における相談件数」及び指標18の「とても満足」「満足」と回答したものの割合の中には、報酬の支払いに関する内容などの本政策目標対象外の相談も含めている。			雇用環境・均等局	
11	皆川委員	IV-1-1	達成目標3 測定指標18	<ul style="list-style-type: none"> 政策目標の設定をどうするかにも関わると思うが、フリーランス法が下請法との関連での報酬の支払等に関するところと、ハラスメント防止に対する配慮や育児や家庭生活との両立など幾つかの種類がある。その中で、本政策目標との関わりに絞り、ある程度切り分けした上で、具体的に、家庭生活の両立についてフリーランス法との関わりで、どういった対応をしたかというような、ある程度定性を絞った分析と評価、それから取組というものも今後が必要になると考えられるので、そういった点について今後は検討いただきたい。 事業主がフリーランスに対して、どういった配慮をしたらいいのかというのは、相談の中から何が問題になって、どういった配慮が事業主に可能なのかということと、これから練り上げていく必要があるかと思うので、指針になるようなものが政策目標との関わりで出てくれば、とてもいいことだと思う。 	今後検討	番号9と同様、都道府県労働局における法施行状況といった適切な指標の設定を検討してまいりたい。	今後検討	番号9と同様、令和8年度中にとりまとめる、都道府県労働局における令和7年度法施行状況等を踏まえて適切な指標の設定を検討してまいります。	雇用環境・均等局	
12	村上委員 玄田委員	IV-1-1	全体(指標の集計について)	<ul style="list-style-type: none"> 均等関係法の施行状況について集計が間に合っていないことについて、なぜそうなるのかというところが気になる。省力化も必要と提案。他の厚生労働省関係でも同じような相談関係の数字について精査しているところがあり、統計調査関係ではいろいろな事例もあったため、きつりやらなくてはならないことは理解するものも、割り切る部分も必要ではないか。 集計を間違いないかという点は、まだ手作業に依存しているところと間違いないかという点も、あるいは集計できるための、手作業が必要な部分は残しつつ業務的なDXなどを使って効率化をお願いしたい。 	今後検討	均等関係法の施行状況については、労働局から提出される業務報告を本省でとりまとめることにより集計しているところであるが、今後は、システムにおいて均等関係法の施行状況を把握するなど、効率化を図ってまいりたい。	対応	均等関係法の施行状況については令和7年度分より、一部、システムを用いて均等関係法の施行状況を把握することとした。今後も、システムを利用するなど、効率化を図ってまいります。	雇用環境・均等局	
IV-3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること										
13	岩佐委員	IV-3-2	達成目標1	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業退職金共済制度の関係で言うと、弁護士も大半が小さい事業体、士業と言われるいろいろなところ、ターゲットとしては非常に重要なところかと思う。もちろん、行きやすいところに行き、それで「サービス」が上がっていくのかという問題もあるから、難しいところをターゲットにして工夫をしていくというのすごく重要。 	今後検討	ご指摘いただいたことも踏まえて、勤労者退職金共済機構と共有しながら今後の加入促進策について検討してまいります。	対応	普及推進員等による加入勧奨のターゲットについて、令和7年度は、業種別加入率および中退共の認知率が比較的高いものの、人手不足や人材定着に深刻な課題を抱えているトラック・運輸業を重点対象とする一方、中退共加入企業へのアンケート調査では、「制度を知ったきっかけが税理士等である」との回答が非常に多かったことから、税理士を主とした顧客へのアプローチを強化するため、税理士会・税理士共同組合に対して重点的な加入促進策を行うこととした。これらの取組については、一定の成果が認められたことから、来年度も引き続き同業種・業界を重点対象として加入促進策を実施するとともに、効果検証を行うこととしている。	雇用環境・均等局	
14	新田委員	IV-3-2	達成目標1 測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標2の参考において、加入を勧めた事業者が実際に加入したという割合が非常に低く、前年の69%に対して5.7%に下がってきているところは気になる。ただ、中小企業の経営者においては、まだまだ中退共制度を知らなかったという方がかなりおり、中退共制度に入ることのメリットも承知しているの、今後、そういったメリットを簡単にまとめたパンフレットやリーフレットなどを活用してさらに進めていただくということ、少ないとはいえ、5.7%の成功事例の分析なども進めていただき、ゆくゆくは、こうした取組を参考指標の中に入れられると非常にいいと思う。 	今後検討	ご指摘いただいたことも踏まえて、目標への対応のあり方も含め、勤労者退職金共済機構と共有しながら今後の加入促進策について検討してまいります。	対応	普及推進員等による加入勧奨は、資料請求や説明会に参加した企業などの「興味・関心層」を優先して行っているが、近年、この興味・関心層自体が減少しており、これが加入率低下の一因になっていると考えられる。普及推進員等からも、「興味・関心層を増やすことが新規加入につながりやすい」との意見が寄せられたことから令和7年度は、興味・関心層の拡大を目的に、重点的な加入促進策を実施した。上述のとおり、業種別加入率および中退共の認知率が比較的高いものの、人手不足や人材定着に深刻な課題を抱えているトラック・運輸業を重点対象とする一方、中退共加入企業へのアンケート調査では、「制度を知ったきっかけが税理士等である」との回答が多かったことから、税理士を主とした顧客へのアプローチを強化するため、税理士会・税理士共同組合に対して重点的な加入促進策を行うこととした。あわせて、トラック・運輸業向けに中退共の加入メリットをまとめた専用チラシを活用し、より効果的な加入勧奨を行った。これらの取組については、一定の成果が認められたことから、来年度も引き続き同業種・業界を重点対象として加入促進策を実施するとともに、継続して取組状況の分析、効果検証を行いながら、より効果的な取組を進めてまいります。	雇用環境・均等局	
15	皆川委員	IV-3-2	達成目標2 測定指標3	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標3(勤労者財産形成促進制度の利用件数)の関係で、「施策の分析」の効率性の評価において、手続の電子化などを進めて効率化を図っており、様々な取組をしていること、利用件数としては、少し全般的に下がっている傾向があるが、手続の電子化等による効率化、簡素化があって、それがプラスに働いているという分析が、様々な取組をしているが、金利とか様々な他の状況から、少し利用件数が下がっているという分析なのか、要するに、効率化をきちんと図っていて、それが底上げにはなっているが、他の状況で利用件数が下がっているというところなのか、できる限り手続面でハードルが上がりすぎないように、今後も効率化に努めていただきたい。 		財形制度に係る手続の効率化・簡素化の取組について、一定程度、制度の普及・促進に寄与していると考えているが、昨今の金利情勢や民間金融機関の商品の多様化に伴い、全体として利用実績の減少傾向が続いているものと認識している。金融機関や企業からは、引き続き手続面でご要望をいただいているところなので、今後も効率化・簡素化に努めてまいります。			雇用環境・均等局	
16	村上委員	IV-3-2	達成目標2 測定指標4	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標4(勤労者財産形成促進制度の周知回数)について、説明会における1回あたりの参加者はどれくらいなのか、次の目標(30回以上)について、もう少し上げるとは考えているのか。周知方法として説明会がベストなのか、もう少し広く周知する方法として何か考えているのか。 	今後検討	勤労者退職金共済機構が実施する周知・広報のうち、中小企業等を対象とした説明会の参加者は平均40人ほどとなっている。目標回数を含めて、効果的な周知方法について、今後も勤労者退職金共済機構と連携して検討してまいります。	対応	従来より実施している中小企業等を対象とした説明会に加え、それ以外の周知方法についても、引き続き、関係機関と連携の上、検討してまいります。なお、令和7年度においては、より幅広い層に訴求することを念頭に、金融庁・金融経済教育推進機構とともに開催した資産形成セミナーにおいて、財形制度について周知、広報等を行った。	雇用環境・均等局	

V-5-1 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること									
17	新田委員	V-5-1	達成目標1 測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1(求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の雇用保険適用就職率)については、基礎コースと実践コースそれぞれ目標値があり、基礎コースは順調に伸び、2年度連続で60%を超えている。それに対し、実践コースは60.8%、51.8%ということで、目標値の63%には着目していないが、かなり目標値に近い数字。そのため、基礎コースの目標値の設定をもう少し上げてよいのではないか。基礎コースの実績は順調に伸びてきており、しっかり取組まれている成果であり、あえて58%以上という目標を維持し続ける必要もないのではないかと思うので、目標の設定の仕方を検討いただきたい。 	今後検討	対応	令和8年度の基礎コースの目標値については、過去の実績や関係者との協議等も踏まえ、58%から60%に引き上げることを予定している。	職業安定局	
18	村上委員	V-5-1	達成目標1 測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、実践コースは、ほぼ100%に近づいているけれども、まだ目標達成ではないということから、分析のところに、何か要因のようなものを書いていただいてもよいのではないかと。 定差率について、訓練だけで定差率が高まるかという、そういう訳でもないということとは分かります、1つの要素ではあると思うので、何か参考資料とすることも検討いただきたい。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、「施策の分析」欄に要因を記載する。記載イメージ 【現状分析】 【達成目標1】雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う 求職者支援制度は、雇用保険の受給資格者でない求職者に対し、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する訓練を実施し、一定の要件を満たす場合には、訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付金を支給し、対象者の早期再就職を図ることを目的としており、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして位置づけられ、その役割は重要である。 なお、指標1の実践コースの訓練修了3か月後の雇用保険適用就職率について目標を下回ったのは、全修了者に占める割合の高い「デザイン分野」の修了者の就職率が低くなっていることや、地域によっては訓練内容に見合う求人が少ない等により、求職活動期間が長期化していることなどが要因と考えられる。しかしながら、指標1-2の実績値も順調に推移していることから、引き続き、目標達成を目指し、雇用保険の対象となっていない方々の安定した就職の実現に向けて就職支援等に取り組む必要がある。 職場への定着支援を行う施策において、職場定着率の背景要因を把握・分析し、当該施策に生かしていくことは重要と考え、求職者支援訓練を終った就職後の職場定着率については、定着率の把握方法も含めて引き続き検討してまいりたい。 	対応		職業安定局
19	新田委員	V-5-1	達成目標1 測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標2(求職者支援訓練修了者における満足度)も、軒並み90%台半ば程度に達している中、90%を目標と維持し続けており、この目標の設定のあり方も、例えば直近の3年度の平均値を使うことなど、検討いただきたい。 	今後検討	今後検討	令和8年1月より実施している令和7年度職業訓練受講修了者に対する利用者アンケート調査について、調査内容の一部を変更するとともに、職業訓練の受講全体を通しての満足度に関する設問を追加したところ。本調査の集計結果を踏まえて、目標設定については引き続き検討してまいりたい。	職業安定局	
20	村上委員	V-5-1	達成目標1 測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標2については、目標を上げることもあるが、満足の部分を「非常に満足」と「満足」に分けている中で、「非常に満足」だけを指標にすなわ、向うかの工夫が必要。 	今後検討	今後検討	令和8年1月より実施している令和7年度職業訓練受講修了者に対する利用者アンケート調査について、調査内容の一部を変更するとともに、職業訓練の受講全体を通しての満足度に関する設問を追加したところ。本調査の集計結果も踏まえて、目標設定については引き続き検討してまいりたい。	職業安定局	
21	松浦委員	V-5-1	達成目標2 測定指標4	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標4(求職者支援訓練受講者数)について、職業訓練受講給付金の特例措置の影響を踏まえて目標値を設定したということで、確かに、特例措置の影響で増えた実績が、特例措置がなくなってきたように見えるが、特例措置の前の令和3年度と比べると上がっているとも解釈できる。今回の目標値自体は、特例措置がなくなること踏まえて設定されているという理解でいいのか。 その上で、令和6年度実績値3万8,944人という数字の見方を補足いただきたい。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の目標値については、令和3、4年度における職業訓練受講給付金の特例措置の終了による、一定程度の受講者数減少は見込まれたものの、 令和4年7月の雇用保険法の改正により、雇用保険受給資格者への受講指示の対象にも求職者支援訓練を追加し、雇用保険の訓練延長給付も受給可能としたこと 令和5年4月から職業訓練受講給付金の特例措置が一部恒久化したこと 令和5年度における求職者支援訓練受講者数の伸び率等を踏まえて、令和3年度の特例措置以前の実績よりも高い水準で設定しているところ。 〇の上で、令和6年度実績である3万8,944人という結果については、足下の雇用失業情勢において売り手市場(人手不足)が続いており、特に若年層の求職者は職業訓練を受講しなくても就職しやすいため、訓練受講に繋がらなかった等の要因が考えられる。 	対応		職業安定局
22	新田委員	V-5-1	全体(目標値の設定について)	<ul style="list-style-type: none"> どうしても届きやすい目標の維持をしたがるが、やはり目標は、ややストレッチな数値を置いて、その点も評価したほうが良いとかねてより思っており、検討いただきたい。 	今後検討	今後検討	令和8年度の基礎コースの目標値については、過去の実績や関係者との協議等も踏まえ、58%から60%に引き上げることを予定している。その他の目標値についても、実績や多方面のご意見等も踏まえながら引き続き検討してまいりたい。	職業安定局	
23	玄田委員	V-5-1	全体(指標の設定について)	<ul style="list-style-type: none"> 定着、その前提で就職が大事だが、現在、労働政策全体として取り組まなければいけないのは、何といっても賃上げ。求職者支援訓練がどのぐらいの賃金につながっているのかというところは非常に大きな関心事で、ただ訓練を受けたということ、賃金分布が、例えば雇用保険加入者だけを見ても、かなりの賃金の改善につながっているのだという状況になっているとすれば、そのこと自体の広範が非常に受講者を増やすことにもつながるかもしれない。 不況期であれば就職率などが非常に重要だが、今、労働政策としては、これらの施策に限らないが、賃金に結びつく政策になっているのが、かなり共通課題となっている時期。今後どのぐらい目標に追加できるかわからないが、少なくとも、そういうことを把握して実績もきちんと示していくのだというように、そのこと自体がかなり野心的な取組になると思うので、是非、御検討いただきたい。 おそれ就職率が上がっているということは、それなりに魅力のある制度になっているからであり、初任給は全体に上がっているという賃金は上がっているはずだが、そういう雇用条件の改善につながっているかどうかということも是非、併せて検討いただきたい。 	今後検討	今後検討	転職前後の賃金を捕捉・比較する方法等について、引き続き検討してまいりたい。	職業安定局	

VI-2-2 障害者等の職業能力開発を推進すること							
24	村上委員	VI-2-2	達成目標1 測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1(障害者職業能力開発校の修了者における就職率)について、「障害者種別毎の就職率」も出てもらったところ、障害者種別ごとにサポートの仕方などが違ってくるかと思う。そうしたことからすると、目標設定も障害者種別ごとに検討してもよいのではないかと。 職業訓練の成果を図るということで、就職率だけでなく定着率も把握できるように考えていただけないか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 障害が重複している方もいらっしゃるで、個別の目標を設定するのは難しい状況である。一方で、支援という意味では障害者種別に応じた支援が必要となるため、引き続き、参考として数値を出していき、対応していく。 定着率について、「障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会」(以下「検討会」という。)の中で御議論いただいたところであり、報告書では、これまでのやり方や関係機関との役割分担及び実態調査等を踏まえ、障害者校が果たす役割を把握していくべきというように結論されており、それを踏まえて対応していきたい。なお、現状では定着率をお示しする資料がなかなかなく、令和7年度から職業能力開発大学校基盤整備センターに、定着率の取り方についての調査研究を依頼しており、今後、それも踏まえて対応していく。 	人材開発統括官
25	新田委員	VI-2-2	達成目標1 測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標2(障害者職業能力開発校における訓練受講者数)の目標達成度が54%と極めて低い率になっている。分析として障害者の雇用者数は21年連続で伸びてきていて、要因として法定雇用率も上がってきたことを挙げているが、この分析を見る限り、今度も法定雇用率が上がるとすると、目標値がずっと達成できない状況が続くような気がする。実際に令和2年度以降も、一度も達成できず、達成割合も低いという中で、目標を1000人に設定した当時と状況も変わっているのではないかと。この目標の設定の仕方について、どういう経緯で設定されたのか。また、これを維持するかどうかも含めて、再度検討したほうがいいのではないかと。 来以降、法定雇用率が上がり、訓練を経ないで直に就職する人がさらに増えていくという分析をしているが、そういったことになれば、達成度がより下がっていくことになるので、目標の設定の仕方について、もう少し説明いただきたい。 取組をしっかり進めていただきたいし、非常に期待するところではある。一方で、その取組をやったとして、果たしてこの数字はどうか。目標はある程度ストレッチに設定して取り組んでいったほうがいいということが基本的な考え方だが、この達成状況を見ている限り、設定の仕方自体がどうかという疑問が拭えないところがあるので、取組を続けていただきつつ、目標の設定の仕方も含めて検討する必要があるのではないかと。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 検討会においても、訓練受講者数が増えていないことについて御議論を頂いたところ、訓練受講者数を増やすために、福祉との連携も一つ課題になっており、就職支援に障害者職業訓練をしっかりと位置付け、その選択にかなうように周知を徹底していく。 法定雇用率が上がれば、訓練を経ず、就職される方も増えてくるのが予想されるが、障害者福祉サービス側に障害者職業訓練の周知をすることにより、訓練を受ける方が一定程度増えてくるのではないかと考えている。まずは、検討会報告書に沿った取組を行っていただきたい。 	人材開発統括官
26	松浦委員 玄田委員	VI-2-2	達成目標1 測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> そもそも職業訓練について職業訓練を経ないでも入職が成立すれば、それはそれで良いと考えているのか、やはり職業訓練を受けた上で入職したほうが望ましいと考えているのか。 訓練をしたほうが雇用条件や労働条件の改善につながることは把握しているのか。それが分ると、受講へのインセンティブが随分違う。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 訓練を受講したほうが就職に結び付きやすい方には、訓練を受講していただきたい。併せて、訓練を経ずに就職された方であっても、在職された上で、訓練やスキルアップが必要であれば訓練を受講し、長く定着していただくことも必要と考えている。 検討会においても、どのようなかたちで訓練に進まれて、どのようなところに就職されたのか、という分析も必要という指摘を受けており、職業能力開発総合大学校基盤整備センターにおける調査研究事業の結果等も踏まえて、分析を行っていく予定。 	人材開発統括官
27	皆川委員	VI-2-2	達成目標1 測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練を受け、学校を出られて就職された方の定着率がどうか、可能であれば賞金等の労働条件がどうかという分析があつて、学校で訓練を受けた効果が、より別な指標や分析によってわかれば、それによって更に、この施策は定数等を設けて、受講者数の定員を今のよう維持して、できる限り来てもらいたいという方向で進め、この政策を維持することへの裏付けになると思う。そういった分析について検討いただきたい。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> まずは、委託訓練における実習を伴うコースを増やしていくという取組を進め、今後、目標値や実績の取り方についても検討していく予定。 	人材開発統括官
28	岩佐委員	VI-2-2	達成目標2	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害や発達障害などを持っておられる方が、一般の訓練校に行っているのではないかと。いう話があった。そうすると、一般の訓練校では、それぞれ持つおられる障害の特性への配慮というものが重要になると思うが、その辺りはどうなっているのか。場合によっては、障害者の訓練校に専門性を持っておられる方がいるのであれば、その連携のようなものがあるのかなど、実情を教えてください。 おそらくいろいろな特性をお持ちの方への支援となると、支援の方の特徴も様々な中で、現場で専門性のある人が、こんなふうやったらこのケースではこうだったんかなという感じの支援が、よりいいのかなと思う。ただ、人手の問題や対応の問題など、いろいろあるとは思。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害のある方が増えているという点への対応として、一般校への精神保健福祉士の配置を進めている。併せて、障害者校のウハウハを一般校にも普及できるような、障害者職業訓練に関わる者を集めた全国会議やブロック会議等において、障害者訓練に係る好事例等を踏まえたノウハウの展開を進めていく予定。 	人材開発統括官
29	新田委員	VI-2-2	達成目標2	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会」でまとめられた報告書に関連するが、一般校についても言及があり、そういったところで職業訓練が障害者に広がっていくという話があった。今後は検討会でまとめた報告書を踏まえながら適切に進めていっていただきたい。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 承知した。 	人材開発統括官
30	皆川委員	VI-2-2	達成目標2 測定指標3	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標3(障害者委託訓練修了者における就職率)について、目標値の55%に達しなかったとのこと。施策の分析で、座学だけのコースの就職率が残念ながら低く、職場実習も組み合わせたコースは高いけれども目標値には届いていないということだとすると、例えばコースによって目標値を考えることもあり得る。 また、職場実習を伴う訓練コースのほうが、就職率がより良好だという一方で、職場実習を伴うコースを受けるに当たっては、やはり企業側の理解を求めていく必要があるという、将来的にということかもしれないが、例えば実習を伴うコースがどれだけ増えたとか、目標が開拓できて、その上で実際にそのコースで受講されて就職された方の率、というかたちで、もう少しコースの設定と合わせた目標値の設定も考えられるのではないかと。的確な目標設定と分析のためには、そういうことも考えられるかと思うので検討いただきたい。 	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> まずは現行の目標を達成できるような取組をしっかりと行い、それでもなお目標と実績の乖離が生じる場合には、ご指摘の設定方法についても検討していく予定。 	人材開発統括官
31	村上委員	VI-2-2	達成目標2 測定指標3	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標3について、今回、数値を適正なものに改めたということが、これによって次年度に安易に目標値を下げることはないようにしていただきたい。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、目標が達成できるように取組をしっかりと行っていきます。 	人材開発統括官
32	村上委員	VI-2-2	全体(達成目標、 指標の設定について)	<ul style="list-style-type: none"> 働いている方の職につなげるまでの能力開発を重点にした目標設定はあるが、実際に働き始めた後の能力の向上については、これはOJTでやっていくべきものだが、障害者が働く職場が増えていけば、それだけいろいろな事業主が関わっていくことになり、どのようにサポートしていくかということも課題になる。そうしたことに伴う施策と指標のようなもの、達成目標や指標のようなものも考えていくことも必要ではないかと。 	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き検討していく。 	人材開発統括官
33	皆川委員	VI-2-2	全体(達成目標、 指標の設定について)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用の能力開発などのところでは、労働市場の状況も変わってきているので、そういったところを検討するような政策評価が望ましい。 	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き検討していく。 	人材開発統括官

(その他)							
38	新田委員 玄田委員	(全般) ※V-5-1 一部再掲	目標設定について	<ul style="list-style-type: none"> ・ どうしても届きやすい目標の維持をしたがるが、やはり目標は、ややストレッチな数値を目標に置いたほうが良いとずっと思っており、そういう説明の仕方を検討いただきたい。 ・ 何となく目標を達しているか達していないかということの評価がらだが、それだけではなく、より高い目標にチャレンジすること自体も評価しなければならないと思っているので、その辺りも含めて是非検討いただきたい。 			政評室
39	松浦委員 皆川委員	(全般)	目標設定について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の経緯の中で同じ考え方で目標設定をしてよいものと、社会環境の変化や時代の移り変わりに応じて考え方を覚えていかなくてはならないものと2種類ある。有識者会議では外から見たときに、別の視点でバージョンアップすることを手伝えることがとても重要。 ・ 労働市場や世の中の経済的な状況が変わってきたことや、法律の状況などの変わったところも踏まえて、目標設定をこれからどうするかということも、柔軟に将来的に向けて対応いただきたい。 			政評室
39	玄田委員	(全般)	労働政策における目標設定について	<p>これだけ賃上げに対する国民の期待が大きき、経営者・労働組合も皆頑張っているときに、厚生労働省の労働政策は着を挙げて賃上げに取り組んでいるという、意気込みや姿勢は少なくとも見せなければいけないのではないが、現状、就業・雇用を守りつつ、それが労働対価・賃金の上昇につながっているかということは、それぞれの施策で関係ないところはないので、もう少し意識してやっていたいかないと、なかなか評価自体の意義も理解されないかなというのを改めて感じた。是非御検討いただきたい</p>			政評室
39	岩佐委員	(全般)	アンケートに関する指標について	<ul style="list-style-type: none"> ・ よく満足度といったアンケートに基づく指標が出ている関係で、アンケートがこの評価で満足度がどれくらいということとともに、政策の内容の分析にも使われているというのが、それぞれアンケートが具体的に政策内容の分析に使われているのか、アンケートを実施したところには、どういふふうにして返しているのかといった、その辺りの流れが少し分かれば有り難いな 			政評室
39	村上委員	(全般)	士業について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中退共の所で、士業がターゲットだと言う話があったところ、労災保険の特別加入について、士業の方も結構入っている中、、士業はフリーランスや雇用労働者として、少しいろいろ考えていく対象とも思われる。 			政評室 (P)
39	新田委員 玄田委員 皆川委員	(全般)	委員からのご意見への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我々が意見等したことが、どういふ結果になっているのかというのは非常に気になる。引き続き「対応困難」という回答の割合が非常に高いが、これは本当に「対応困難」なのか、本当に無理なもの、やる気がない、面倒だからやりたくないというものに、2つに分れるようにも見える。これで終わりにするのか、その後、更にフォローするのかというのは、この会議体の存在意義にも関わる部分であるので、その在り方については、引き続き御検討いただきたい。 ・ 2月WGの対応状況で書かれている「対応困難」の部分は、本当に「対応困難」かどうかを精査していただきたい。 ・ いろいろな意見の出たところは、確かに対応できるのか、本当に難しいのかどうかという議論はあると思うが、委員から出た意見は引き続き可能な限り対応いただきたい。 			政評室

第17回政策評価に関する有識者会議労働WGにおける「第15回政策評価に関する有識者会議労働WGにおけるご意見等への対応状況」における回答への再意見への対応状況									
1	村上委員	「第17回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号11【施策目標V-1-1】	達成目標1 測定指標4	<p>・「職業相談とキャリアコンサルティングの線引きは難しい」との考えが示されているが、厳密に区別せず、一体的に捉え、指標化することも考えられるのではないか。</p> <p>・雇用保険部会では雇用保険二事業に関する政策評価を実施しているが、その中では、「ハローワーク職員の就職支援等に対するアンケート調査による利用者の満足度」を指標化していることから、キャリアコンサルティングを含む職業相談の満足度を指標とすると、ハローワーク職員のキャリアコンサルタントの資格取得の割合などを見ていくなど、キャリアコンサルティングの機能強化という課題に直接的に対応する指標について、引き続き検討いただきたい。</p> <p>(参考:「第17回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号11)</p> <p>【ご意見等】</p> <p>・測定指標4(新規求人数に占めるオンライン求人割合)自体は重要だと思うが、需給調整機能の強化に向け、課題(キャリアコンサルティング機能の強化)に直接的につながる指標(ハローワークにおけるキャリアコンサルティングの実施割合など)を測定指標に盛り込むことを検討してほしい。</p> <p>【回答】(対応区分:対応困難)</p> <p>・達成目標1として設定している「公共職業安定所における労働力需給調整機能の強化」のためには、事業所訪問等により求人票以上の企業情報の把握や、企業PR情報の作成、求人票の記載内容に関する助言といった、質の高い充足支援が行えるようになることが特に重要だと考えており、それを実現するためには測定指標4を設定し、求人申込みのオンライン化による業務の効率化を進めることが重要であることから、目標達成に直接的につながると考えている。</p> <p>なお、職業相談とキャリアコンサルティングの線引きは難しく、ご提案の指標の設定は難しい点を御理解いただきたい。</p>	対応困難	<p>ハローワークにおける職業相談については、個々の求職者のニーズに応じて、職業紹介や就職に結びつけるために行っている。一方、キャリアコンサルティングは個人のキャリア形成・職業生活設計の支援を目的としているため、「公共職業安定所における労働力需給調整機能の強化」として測定指標とする際には線引きが難しく、指標設定を行うことは困難であると考えている。また、一体的な指標化は、キャリアコンサルティングがどのように寄与したかの効果を測定することが困難である。なお、ハローワーク職員の就職支援等に対するアンケート調査による利用者の満足度のようにキャリアコンサルティングに関するアンケート調査を実施していないため、指標とすることは難しい。</p> <p>また繰り返しになるが、達成目標1として設定している「公共職業安定所における労働力需給調整機能の強化」のためには、事業所訪問等により求人票以上の企業情報の把握や、企業PR情報の作成、求人票の記載内容に関する助言といった、質の高い充足支援が行えるようになることが特に重要だと考えており、それを実現するためには測定指標4を設定し、求人申込みのオンライン化による業務の効率化を進めることが重要であり、目標達成に直接的につながると考えている。</p>	職業安定局		
2	村上委員	「第17回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号22【施策目標VII-1-1】	達成目標3 測定指標9	<p>・合格率を指標とすることの理由については理解するところ。そのうえで、達成目標である「事業主その他の関係者による職業能力開発」を一層促進するためには、合格率のみならず、合格者数を指標とすることが有用と考える。指標の設定について再検討いただきたい。</p> <p>(参考:「第17回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号22)</p> <p>【ご意見等】</p> <p>・この指標自体は良いと思うが、認定職業訓練助成事業費の助成措置の対象となった従業員に限定している理由が如何。また、職業能力検定の利用を促すという観点からは、合格率だけでなく合格者数なども指標に加えてほしい。</p> <p>【回答】(対応区分:対応困難)</p> <p>・認定職業訓練助成事業費は職業能力検定の質と量を確保するためではなく、資力に乏しい中小企業事業主に対し助成を行うことで、企業内の人材育成を促すことを目的としているため、当該指標は助成措置の対象となった従業員に限定している。</p> <p>また、アウトカム指標として職業能力検定等の合格率を設定しているのは職業能力検定の利用を促すという観点からではなく、事業主が実施する職業能力開発の取組の結果として受講者の職業能力の開発が図られたかを測定するためのものと設定しているところである。</p>	今後検討	<p>アウトカム指標について合格者数を指標とすると、年度ごとの訓練生数の多寡に左右されるなどの不確定要素があることから、助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等の合格率を指標として設定することで、事業主が実施する職業能力開発の取組の結果として従業員の職業能力が向上したことを客観的に把握し、それをもって達成目標である「事業主その他の関係者による職業能力開発」にこれまでも寄与してきたものと考えているが、達成目標の一層の促進のための貴重なご意見として、今後、合格者数についても参考指標・参考記載(関係する指標の選定理由欄に参考として記載等)とすることができないか再検討する。</p>	対応	<p>達成目標3である「事業主その他の関係者による職業能力開発の促進」については、指標9にある「認定職業訓練助成事業費の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率」を測定指標として設定し、目標を達成しているか判断しているが、実数である合格者数を参考指標とすることで達成度合いをより正確に把握でき、ひいては達成目標をより一層促進することができると考えられるため、令和7年度事前分析表より設定予定。</p>	人材開発統括官
3	村上委員	「第17回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号30【施策目標VI-2-1】	達成目標2 測定指標4	<p>・サポステ事業全体における就労支援の効果や質をはかるうえで、就労率だけでなく、その後の定着率も重要な観点と考える。いきなり指標化することは難しいとしても、まずは参考指標として、サポステ全体の定着率を把握していただきたい。</p> <p>(参考:「第17回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号30)</p> <p>【ご意見等】</p> <p>・個人に寄り添った包括的な支援で、相談から継続的に支援していくことが大変重要と考えているが、定着・ステップアップ支援を受けている方だけでなく、サポステ利用者全体の定着率や就労率を指標として見ることは可能か。</p> <p>【回答】(対応区分:対応困難)</p> <p>・就労後の定着等を目的とする定着・ステップアッププログラムと異なり、サポステ事業全体としては、若者等を就労につなげることを目的としており、定着・ステップアッププログラムを含むサポステ事業の全体を利用する者に係る測定指標としては、「就労率」を採用することが適当であると考えている。</p>	対応困難	<p>仮に定着率を参考指標とする場合、その把握のためには、各サポステが就職をした支援対象者に対し、就職後の一定期間経過後に状況確認を行う必要がある。</p> <p>しかし、就職等をした支援対象者のうち、サポステの就職後の職場定着やステップアップの支援を受けていない方は、サポステからの状況確認の文書や電話に応じないことが多いと想定されることから、各サポステでは状況確認の業務だけでなく督促等の業務も必要となるため、限られた人員体制の中で、近年、複雑な課題を抱える支援対象者への対応が増加しているサポステに対し、更なる業務増を依頼することは困難と考える。</p>		人材開発統括官	

第18回 政策評価に関する有識者会議 福祉・年金WGにおけるご意見等への対応状況

番号	委員名	施策目標	意見等箇所	意見等内容	WG開催後の対応状況		令和8年3月時点での検討状況		担当部署
					対応区分	具体的な対応状況	対応区分	具体的な対応状況	
Ⅵ-1-2 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること									
1	平野委員	Ⅵ-1-2	達成目標1	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標1について、全部の実数をうまく出したが、指標1、2、3、6、7、8の相互の関連がもう少し分析されてもよかつたのではないか。 その上で、測定指標3(自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向け改善が見られた者の割合)が、一番アツクカムに近い数字として出されており、これが主要指標になっている。そうすると、もう少し数値のレベルで作業したものが分析できるのではないか。 指標の分析をも少し丁寧に、単なるO・Xの話だけではなく、その過程の分析を丁寧にすべき。生活困窮者対策のデータは、もう少し統一的に数値レベルでも議論できるのではないか。家計改善について就労支援に対して余り実数がなく、ステップアップ率だけになっているところ。もう少し就労支援プランの比率が、そういう実際の効果などどういふふう作用していくということも含めて、総合的な分析を加えるようにしてもらって、非常に施策の評価全体が見えてくるのではないか。 指標間がどういふふうに関連して、主要指標である測定指標3が実現できているかという関連性までどこかで分析してもらって、測定指標3の目標達成率が90%までになっているという感覚がもう少し実感できると考える。 	今後検討	御指摘をふまえ、実数レベルでどこまで分析できるか精査すると共に、家計改善に関する分析については、必要に応じて、数値レベルでの分析を行うことを含め検討を行ってきたい。また、指標の分析及び指標間の関連性については、適宜精査してまいりたい。	今後検討	近年の実績も踏まえて、家計改善を含む指標の分析及び指標間の関連性について検討してまいりたい。	社会局
2	藤森委員	Ⅵ-1-2	達成目標1	<ul style="list-style-type: none"> 今般の生活困窮者自立支援法の改正により居住支援の強化が一つ重要なテーマとして挙げており、見守り等の支援についても触れられている。地域で見守りをするときに、伴走型支援、「気付いてつなぐ」支援をやっているところが赤字になっていくという問題を聞くお金が付きづらいという問題に対して、何かしらの施策を今後新たに打っていくことを考えているか。 	今後検討	居住支援の強化の観点より生活困窮者自立支援制度における地域居住支援事業の全国的な実施を推進していくことは重要であることから、同事業の積極的な実施を自治体に対して依頼するとともに、同事業の委託先として、居住支援法人が考えられるため、同事業の実施に当たっては、居住支援法人に委託することも有効と考えられる旨自治体に対して周知している。また、自治体の取組に資するよう、必要に応じて、取組の事例をまとめることを検討する。	今後検討	今後の自治体の取組に資するよう、地域居住支援事業における効果的な支援の在り方に関する調査研究を令和8年度に行うこととしている。	社会局
3	藤森委員	Ⅵ-1-2	達成目標1 測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標2(就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合)について、割合が経年で見て増えてきているが、増収しなかった方が滞留層となり、就労困難層が滞留して支援が難しいという状況が起こり得るのか。難易度が同じくらい層を対象に上がっているということなのか、滞留層は一体どうなっているのか。 		就労及び就労による収入の増加に至らなかった方は、必要に応じて支援期間の延長などを図り、就労等の変化が見られるよう継続的に支援している。			社会局
4	藤森委員	Ⅵ-1-2	達成目標1 測定指標3	<ul style="list-style-type: none"> 過程の評価に関連して、測定指標3(自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向け改善が見られた者の割合)の「変化あり」は全体として8割ぐらいだが、その内容として「生活保護の適用」等とあり、ここの分析が必要ではないか。どんなことによって、どんな変化が起こったのかという辺りのことをもう少し分析すると、今後、何を施策として打っていくべきなのかということにつながっていくのではないか。 		御指摘の「変化あり」の具体的な内容としては、「生活保護の適用」：7,853人(8.3%)、「住まいの確保・安定」：18,673人(19.8%)、「医療機関の受診開始」：3,457人(3.7%)、「家計の改善」：10,638人(11.3%)、「孤立の解消」：9,903人(10.5%)、「自立意欲の向上・改善」：19,068人(20.8%)、「就労収入増加」：7,958人(8.4%)であった。支援等の実施により、自立意欲の向上・改善を筆頭に、住まいの確保・安定や家計の改善、就労収入増加により、生活困窮者が抱える課題が改善していると考えられる。			社会局
5	岩崎委員	Ⅵ-1-2	達成目標1 測定指標4	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標4(地域生活定着支援センターにおけるフォローアップ業務実施者のうち、フォローアップ業務を終了した者の割合)は、フォローアップ業務を実施した人数のうち、フォローアップ業務を終了した人が3割という数字は、支援の難しさが影響しているかと推察するが、掘り下げた状況を教えていただきたい。 一般的に3割は少ないと見られる場合もあると思うが、困難さなどを考えると、本当に現場の方が頑張っているのだと思う。ただ、人材定着や専門性の問題など、定着支援センターに限らず、現在、福祉現場全体の人員の問題で大きな課題になっている。また、いろいろな啓発活動等もやっている中で地域の支援者に対し、事務所出所者の方たちへの支援ということはどう前向きに取り組んでもらえるのかということが進んでいないところについて、担当部署は大変な苦労していると思う。 		フォローアップ業務は受入施設に対する助言や支援が本来業務であるが、実情としては、センターが引き続き支援対象者を直接支援するケースが少なくない。また、受入施設、支援対象者共にセンターの継続的な関わりを求めることが多く、センターの負担は年々増加している。国においては、本事業を持続可能なものとするためにも、犯罪をした人の支援について、適度にセンターに依存するのではなく、犯罪をした人であっても、福祉的な支援が必要な支援対象者として地域全体で支えていけるよう、広報・啓発活動等を通じて、地域における理解促進に努めてまいりたい。			社会局
6	平野委員	Ⅵ-1-2	達成目標1 測定指標4	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には、都道府県間で定着支援センターの力量の差がかなりあると認識。都道府県間格差を是正するという観点での指標について今後検討いただきたい。 	今後検討	御指摘のとおり、人口比や矯正施設の所在数等の様々な要因から、都道府県間で支援件数に差が生じており、それによりセンター職員にケース経験を積んでいただく機会にも差が生じている。そのため、国においては、令和2年度から、全国のセンター職員を対象とした「地域生活定着支援人材養成研修」を実施し、センター職員の専門的力量的の平準化に努めている。こうした取組に関する指標を具体的にどのように定量的に設定すればよいかについては、今後検討してまいりたい。	対応	ご指摘を踏まえ、各都道府県の地域生活定着支援センターの測定指標4又は5の数値の標準偏差を参考指標として設定する予定である。	社会局

7	平野委員	Ⅶ-1-2	達成目標1 測定指標4・5	・ 地域生活定着支援について、65歳以下の方については障害関係の方が多いというデータがある。こういった方の地域定着を図るという点で、果たして困窮の部署がこのことだけを所管することが適切か、「障害者の地域移行」の中に、この矯正施設からの地域移行も重ね合わせながら議論していくような、課を横断するような政策評価も検討いただきたい。	今後検討	御指摘のとおり、センターの支援を受けている方の中には、障害を有する65歳以下の方も相当数含まれていることから、平素から課を横断して取組を進めているが、本事業は、地域共生社会の実現に向けた取組の一つであり、複合的な課題を抱える人への自立支援という観点から評価することが適当と見られる。引き続き、課を横断するような取組に対し、政策評価の中で具体的にどのように評価すべきかについては、今後検討してまいりたい。	対応	ご指摘を踏まえ、「障害者の地域移行」の観点から、地域生活定着支援センターが支援を行った者のうち、障害者手帳の申請手続を行った者の数を参考指標として設定する予定である。	社会局	
8	岩崎委員	Ⅶ-1-2	達成目標2 測定指標10	・ 指標10(自立相談支援機関が(ア)アウトリーチした又は(イ)他の機関からつながってきた新規相談件数)は、数値だけ見ると決して増えていない印象。アウトリーチはとても重要だが、非常に難しい支援であり、余り専門性が十分に成熟していない方にお預けするには臆な支援である。委託と直営であると思うが、実際にアウトリーチに関して、どのような工夫がなされていて、取組の例などあったら教えていただきたい。		アウトリーチ支援の重要性については認識しており、その方法としては、家庭等への訪問以外にも、支援会議の開催による地域におけるネットワークづくり、地域の「居場所」との連携といった方法により取り組まれている例もあるところ、こういった方法についてはマニュアル等においても示しており、引き続き、自治体の実情に応じたあらゆる方法により取り組んでいただけるよう、実例も含め示してまいりたい。			社会局	
9	新保委員	Ⅶ-1-2	達成目標3	・ 事業従事者一人一人がこの制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めるといふ、人が人を支援するという制度であるので、ここが揺るがないものにしてほしいとの制度の理念が実現できないというところでは、こうした目標をこれからは掲げて進んでいただきたい。		引き続き、生活者自立支援制度の基本理念などを理解し、具現化できる高度な専門人材を養成することを目的として、研修を実施してまいりたい。			社会局	
10	新保委員	Ⅶ-1-2	達成目標3 測定指標12	・ 都道府県研修の達成率が100%でなかったことが大きな課題だった。原則化ということで、達成率100%しかないということで、是非実施していただきたい。 ・ 測定指標12(都道府県研修を実施した自治体数)に代わる指標として、新たにステップアップ研修など質の高い支援を目指した取組を始めるとのことなので、まずはステップアップ研修の参加者数などの指標もしっかり取っていただけたらと良い。	今後検討	令和7年度の事前分析表において、令和7年度から実施するステップアップ研修に関する指標に変更する。	対応	ご指摘を踏まえ、令和7年度の事前分析表において、ステップアップ研修に関する指標に変更する予定である。	社会局	
11	菊池委員	Ⅶ-1-2	全体(達成目標、 指標の設定について)	・ 経年で評価していくという必要性もあるのかなかなか難しいところではあるが、この生活困窮分野はまだ発展途上でもあるので、やはり、それに併せて政策目標や指標も改善していく必要がある。	今後検討	今後の状況を踏まえ、必要に応じて、政策目標や指標の設定見直しを含め検討を行ってまいりたい。	今後検討	今後の状況を踏まえ、必要に応じて、政策目標や指標の設定見直しを含め検討を行ってまいりたい。	社会局	
Ⅶ-1-5 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること										
12	平野委員	Ⅶ-1-5	達成目標1	・ 若年層の自殺の問題を今後どのように考えていくという議論が指標についてもあり、参考指標4がその一つのデータで有効かとも思うが、これを対策上何かの形で活かしていくことにはなかなか難しいところがある。若年層の自殺率を下げていくことについて、現在のお考え等も併せてお聞きしたい。		小中高生の自殺者数が増加していることを踏まえ、令和5年から、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係府庁連絡会議」を開催し、同年6月にこどもの自殺対策の強化に関する関係府庁の施策をこどもの自殺対策緊急強化プランとして取りまとめ、関係府庁一丸となってこどもの自殺対策を推進している。			社会局	
13	菊池委員	Ⅶ-1-5	達成目標1	・ 若年層の自殺の問題については、余り省庁の所掌に気を遣わず、日本のこの分野の政策をどう捉えてどう評価するかという話について、子供を含めた自殺総合対策大綱に基づく自殺対策推進という目標になっていることから、積極的にこども家庭庁を説得するぐらいの勢いでやっていただきたい。	今後検討	ご指摘をふまえ、こどもの自殺対策として実施する事業の実施状況等について、測定指標として設定することを検討していきたい。	今後検討	こども・若者の自殺対策の主管はこども家庭庁であるところ、ご指摘を踏まえ、令和7年度事前分析表の作成にあたり検討を進めた。今後もこども家庭庁の政策評価等を参照しつつ、ご意見を踏まえた反映の可能性について継続して検討していきたい。	社会局	
14	藤森委員	Ⅶ-1-5	達成目標1	・ 小中高生の自殺が、2020年頃から急激に上がってきている。この部分に対しての要因分析や、考えられている対策があれば教えていただきたい。		・ 令和5年度及び令和6年度に、こども家庭庁において「こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究」を実施した。令和6年度の調査結果においては、分析に用いた資料やデータはそれぞれ調査の目的や実施者等が異なるため、そこからみえる「要因」(置かれていた状況等)の特徴は異なるが、「置かれていた状況」と「兆候」の多様さや生きているこどもたちの声を聴く意義について示唆された。			社会局	
15	新保委員	Ⅶ-1-5	達成目標1	・ 施策を取り巻く状況という中で、小中高生の自殺者数が最多となったということは、とても大きいことではないか。そういう中で、自殺総合対策大綱に「4.自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る」の「(4)教職員に対する普及啓発等」については、文部科学省が主に取り組んでいくことと承知している。一方で、ご指摘をふまえ、教職員に対する普及啓発等に関する指標の設定を含めて検討を行っていただきたい。	今後検討	自殺総合対策大綱の「4.自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る」の「(4)教職員に対する普及啓発等」については、文部科学省が主に取り組んでいくことと承知している。一方で、ご指摘をふまえ、教職員に対する普及啓発等に関する指標の設定を含めて検討を行っていただきたい。	対応	ご指摘を踏まえ、令和7年度事前分析表において、参考指標として「ゲートキーパーの養成研修の受講者数(アウトプット)」を設定する予定である。ゲートキーパーの養成研修の受講者のなかには、教職員も含まれる。	社会局	
16	新保委員	Ⅶ-1-5	達成目標1	・ 施策をとり巻く状況の中で、複合的な課題、健康問題、経済生活問題、家庭問題、勤務問題ということで、行政の基礎自治体の相談窓口にいる人たちが、こういった問題に触れている。公的機関の職員の資質向上ということが、本当にされているのか。そういうことがきちんと評価指標になると、行政や学校なども動いていくことができるようになると思うので、こういう現状から指標を見直してみてほしいのではないかと。	今後検討	行政職員の方も自殺に関する相談を受ける可能性があることから、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人のち支える自殺対策推進センターでは、自治体職員向けゲートキーパー研修(eラーニング)を実施しているほか、各自治体の取組としてもゲートキーパー研修を実施している。ご指摘やこのような現状をふまえ、ゲートキーパーの養成に関する指標の設定を含めて検討を行っていただきたい。	対応	ご指摘を踏まえ、令和7年度事前分析表において、参考指標として「ゲートキーパーの養成研修の受講者数(アウトプット)」を設定する予定である。	社会局	

17	新保委員	Ⅶ-1-5	達成目標1	・ ゲートキーパーのような身近な方たちを、実際に力を入れて養成しているの、その養成者数なども評価指標にはどうかという話が、前回のワーキングでも出ていた。こういったことも、検討されても良いのではないかと。	今後検討	ご指摘をふまえ、ゲートキーパーの養成に関する指標の設定を含めて検討を行ってきたい。	対応	ご指摘を踏まえ、令和7年度事前分析表において、参考指標として「ゲートキーパーの養成研修の受講者数(アウトプット)」を設定する予定である。	社会局
18	菊池委員	Ⅶ-1-5	達成目標1 測定指標2	・ 測定指標2について、どこまで所管課がこの指標に重要性を思い込んでいるか、この指標を軸にして、この施策を推進しようと考えているかにもよると思うが、過去3か年実績の最高値を上回る値について、具体的な目標設定は本当に難しいのか。例えば、都市部でやっていない所はどれくらいあり、一定の規模の所ではやってもらったほうがいいのか、そこは差をつくらなければならないか。あるいは民間団体でも、どのくらいほかにやってもらっていない所を把握できているかとか、そういうことを積み重ねていけば、もう少し何か戦略的に目標を立てられそうに思える。	今後検討	ご指摘をふまえ、測定指標2について具体的な目標数値を設定することの可否も含めて、改めて検討を行ってきたい。	対応	ご指摘を踏まえ、令和7年度事前分析表において、測定指標2の目標値を具体的に設定する予定である。	社会局
19	藤森委員	Ⅶ-1-5	達成目標2 測定指標6	・ 測定指標6(自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合)について、この指標に関する質問はそのまま聞き、その回答が割合となっていると考えて良いのか。		測定指標6の出典の調査においては、当該指標内容と同じ「自殺対策は自分自身に関わる問題であると思いますか」という質問を設けており、その結果を実績値として計上している。			社会局
20	藤森委員	Ⅶ-1-5	達成目標2 測定指標6	・ 測定指標6の「自分自身に関わる問題」という指標の設定までのところ、「相談しやすい環境を整備する」という課題のところ、やや飛んでいる印象。どのように関連しているのかというのが分りにくいため、関連について説明いただきたい。 ・ この測定指標で、ゲートキーパーといったところに結び付くのか、あるいは地域の相談しやすい環境整備につながっていくのかというところは、もう一度御検討していただいてもいいのではないかと。	今後検討	ご指摘をふまえ、測定指標6については達成目標、課題との整合性を再確認し、必要に応じて指標の変更等の検討を行ってきたい。	対応	ご指摘を踏まえ、令和7年度事前分析表において、測定指標6は「自殺対策に関連する相談窓口を何らか1つでも知っている人の割合(アウトカム)」に設定する予定である。また、参考指標として「ゲートキーパーの養成研修の受講者数(アウトプット)」を設定する予定である。	社会局
21	岩崎委員	Ⅶ-1-5	達成目標2 測定指標6	・ 文部科学省が、もう少しメンタルヘルスの問題などに関して、教育の分野で小さい頃からちゃんと積み上げてもらえると良い。メンタルヘルスの問題は、教育現場の方たちも、専門家ではない中、思春期やただでさえ不安定なときに、そういうことを学校でどう取り上げればいいのかということの取扱にすごく悩むそうだ。だからこそ、本当に日本の将来を考えるのならば、是非、頑張ってもらいたい。		・第217回通常国会において、議員立法である自殺対策基本法が改正され、改正項目の1つとして、第17条第3項では「自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする」ということが明文化された。これを踏まえて、文部科学省を主として教育現場におけるメンタルヘルス対策に取り組んでいくものと承知している。			社会局

Ⅳ-1-1 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること							
22	平野委員	Ⅳ-1-1	達成目標1 測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1(福祉施設入所者の地域生活への移行者数)に関して、市町村について障害福祉計画に向き合う姿勢がだんだんと弱まっている感じがする。単なる増分主義的な考えなど、どういふふうに自分の所の障害福祉の方向性を選択するかという議論が、非常に難しくなっている感じがする。他の計画と総合的に数値目標を議論するというような選択を取り始めている自治体もあると聞いている。そういう点では、もともとの出発点のところ計画書を読み、計画を立てて目標が広い意味でのその自治体の政策目標だと果たして言い切れるほどにその計画策定が丁寧に議論されているのかという点と自体が少し疑問になる段階に来ているのではないかとという意味も含めて、障害福祉計画の数値を定めてそれを政策目標のアウトカム指標にするというのが、果たしてどこまで政策評価上意味があるのかということについて、総合的に検討いただきたい。 		障害部	
23	平野委員 岩崎委員 菊池委員	Ⅳ-1-1	達成目標2 測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> 事前分析時にも、このグループホームが大変問題になっていたということも含め、当時も今回現状分析されたような問題意識があった。量的なこのグループホームの測定指標2(グループホームの利用者数)は〇付くが、やはりそこをどう改善していくかという1つの示唆のようなものが見るとよかった。 施設からの地域移行という部分として、自宅で支え切れないうちは本人が家族から独立していきたくてという部分といった区分がグループホーム側で果たしてできるのか。こういう政策議論の場合に、当初はかなり施設からの地域移行という議論が主流だったようにも思うので、施設で長期に居る方をどう地域社会にいつかの指標と、それから家族からその人が独立していくということを峻別できるような方法というのはないものか(事前分析時の問題意識)ということについて、審議会で議論されているということも含めて、グループホームの政策指標や、その問題について踏み込んだ考えをお聞かせたい。 グループホームの問題というのは、業界を震撼させたと言っても過言ではない。また、その事業の指定の在り方、経費規制の問題など、様々あるが、実態としてグループホームの利用者さんは非常に増えて、入所者の重症化、高齢化という問題がある。年齢的にはまだ高齢とは言えない。支援区分もそんなに高くないという方たちもいる。グループホームがこんなに増加してきた中で、比較的楽で支援区分が重たない人たちも終着点になっているのではないかと見えてしまう。障害者権利条約の委員会でも障害者がどこで誰と生活するかを選択する機会が限定的になっているという指摘があり、誰と暮らしたいのか、どこで暮らしたいのか、そういったことが選択できる可能性を広げていくことが求められている。グループホームも、もちろんきちんと精選して質を高めていくことも大事だと思うが、そこから本当にその人がどうしたいのかという意思決定を尊重し、サポートしていくのがどうすればいいのかということも、自立生活援助もそういった背景で出来てきた制度と理解はしている。それが残念ながら測定指標3のような状況で、自立生活援助の今の在り様がいいのかどうかは分からないが、グループホームを叩くというよりは、そこからどうやって、また地域に送り出せるのか、あるいはグループホームを経由しないで、どうやって地域で暮らしていくのかという、ほかの事業の見直しなども、是非、急頭で置いてお考えいただきたい。 特にグループホームに関していろいろ意見が出たが、所管課としてもこの測定指標2は、今目的にどれほど指標として意義のあるものかというのは、問題意識はあると思う。ただ、事前分析時の議論で、そういった指標の設定の仕方についても委員から発言いただいている。せっかくそういった指標の立て方、あるいはそのグループホームの在り方まで考えた議論をここでも出している中で、残念ながらそれが反映されていないというのは、所管課の問題意識としてもももなかったのか、あるいは聞く必要性を感じず、余りの政策評価自体を重視していなかったのか、今更にも今後に向けた指標の在り方など、各委員から意見を頂いているので、それは是非、受け止めていただきたい。 政策評価はやはり自分たちがやりたい、進めたい施策について、そのための指標を立てて、それをある意味で対外的にもアピールしていく。そういう場であるので、是非、今後に向けて意識していただきたいと思うと同時に、この分野は公費で成り立っているの、結局、質の部分でやはり政策の在り方を議論していくという面が、ほかの介護や医療よりも相対的に大きいと思う。そういう意味で、先ほど質的部分の指標についても、質の評価という面での分野を捉えるというのは、絶対必要になっくる。 	<p>自治体における計画策定の在り方については、自治体の負担軽減策を含め検討していく。</p> <p>また、今回のWGでの御指摘を、必ずしも障害福祉計画に依る基本指標の成果目標に拘らないこととし、「障害者が希望する地域生活を実現、継続するための障害福祉サービスの充実」といった目標を達成するための測定指標を再編することを検討したい。</p> <p>具体的には、障害の程度にかかわらず、本人の意思決定に基づき、グループホームや一人暮らし、自宅で豊かな生活を送ることができるようになっているかを測定する観点から、以下の指標を設定する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び(自立支援)協議会の全てを設置している市町村数 ・意思決定支援ガイドライン等を活用した、相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への研修の実施回数及び修了者数の見込み ・障害者グループホームで重度障害者支援加算を取得する事業者数 ・障害者グループホームで地域連携推進会議を実施し、その結果を公表している事業者数(把握できるのは令和8年度以降になる見込み) 	対応	障害部
24	藤森委員	Ⅳ-1-1	達成目標1 測定指標3	<ul style="list-style-type: none"> 地域、あるいは一人暮らしされる方の意向を踏まえてやる。ただ、そのときに地域の受皿がどの程度整備されているのかという点が重要(事前分析時にも意見)。これから受皿についての指標を作っていくことは必要になってくるのではないかと。 		障害部	
25	藤森委員	Ⅳ-1-1	達成目標3 測定指標3	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標3(自立生活援助の利用者数)について、目標未達の理由として、「人員配置基準が厳しいことが考えられる」ということが、サービス管理責任者や地域生活支援員について、要件が厳しかったゆえに、例えば地域で一人暮らしを希望される方に支援員を付けれなかったというようなことなか。 	<p>御指摘のとおりと分析しており、そのため直近の令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては自立生活援助については報酬単価を充実化するとともに、人員配置基準の弾力化及び実施主体の拡充を行ったが引き続き状況を把握しつつ、必要な利用者に対して支援を提供できる体制整備に向けて進めてまいります。</p>	障害部	
26	新保委員	Ⅳ-1-1	達成目標2 測定指標6	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標6(就労継続支援B型の平均工賃月額)というのは、各都道府県ごとに基本工賃というものがあり、現在は前年度の平均工賃月額を上回るものとしているが、例えば、各都道府県で設けた目標値、目標工賃を達成した事業所の割合ということで、もう少し都道府県ごとに丁寧にしていきたいなど、そういった指標が検討できないのか。 	<p>各都道府県は、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針に基づき、3年ごとに、各年度の目標工賃等を盛り込んだ道府県工賃向上計画を策定することとしている。</p> <p>就労継続支援B型の平均工賃月額については、毎年都道府県ごとに実績を調査し公表しているが、今後は工賃目標に対する達成度についても確認できるよう検討してまいります。</p>	今後検討	障害部
27	岩崎委員	Ⅳ-1-1	達成目標2 測定指標6	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標6について、突然、非常に高額になっているというのは、計算方法が変わったという説明だが、A型がふぶれ、その結果としてB型への転用がなかったというふうなことを聞いている。このB型の工賃が上がった背景にA型だった所がB型に転用したということも、影響しているのかもしれない。昨今、様々な事情でなかなか経営がうまくいっていないというA型が、そういう形で事業を廃止しており、その一方で、総額も増えているという実態もある。また、過去に思えばA型問題というのがさきやかれ、かないいろいろな議論があるのは分かっているが、A型を利用されている方たちの中には、障害年金とA型のお給料でなんとか生活をやっている方たちもいっぱいいる。B型の問題もとても重要だが、A型のことも視野に入れていただきたい。 	<p>平均工賃月額が大幅に増額した年度は報酬改定以前の令和5年度であり、この増額についてはA型の事業運営に係るものではなく計算方法の変更による影響であると考えられる。</p> <p>就労継続支援A型は、安定的な支援を提供する観点から、従来から生産活動収支が資金総額を上回るよう指定基準において求めてきており、令和6年度報酬改定において、この要件を報酬上厳格化したものであるが、生産活動に係る経営改善等の状況を確認すると、就労継続支援A型が安定した運営を行うことができるよう引き続き注視してまいります。</p>	今後検討	障害部

（その他）							
30	菊池委員	全体	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者会議での意見を政策評価にどう反映していくかについては、事務局の仕事でもあって、事務局の責任でもあるわけです。この後、どうフォローしていくか、重々御理解いただきたい。 ・ せっかく先生方から貴重な先見性のある御意見いただいているのに、それをどう反映してもらっているのかというのは、やはり委員のモチベーションにも関わるものでもありますし、その辺は事務局にもしっかりフォローしていただきたい。 			政評室
第17回政策評価に関する有識者会議労働WGにおける「第15回政策評価に関する有識者会議福祉・年金WGにおけるご意見等への対応状況」における回答への再意見への対応状況							
1	平野委員	「第17回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号9 【施策目標Ⅶ-1-3】	達成目標1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中核機関の法定化については、WGの時点では必ずしもそのことが明確でなかったと思うが、法定化される機関においてコーディネート機能が果たさなければならない、そこは支援していきたいという書き方になっている。この3者自体を定量的につなげられるのかという問題は残る部分があるが、一つの数値自体は、それぞれの自治体ごとに把握することは不可能ではないようにも思っている。是非、法定化されていくことを背景にして、法定化された中核機関がどのような機能を果たしていくのかという観点を入れて、法人後見の件数や市民後見人の育成のようなものを何らかの形で把握できるような指標について検討する方向で考えていただきたい。 <p>（参考：「第17回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号9）</p> <p>【ご意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核機関、法人後見、市民後見人の3つの要素が繋がりがながら形成される指標を検討いただきたい。 <p>【回答】（対応区分：対応困難）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核機関、法人後見、市民後見人の3者は、判断能力が不十分な方を地域で支える重要な主体・担い手であり、御指摘のとおり、相互に連携協力しつつ、御本人に対する支援を行う存在ではあるものの、それぞれのつながり（関連性）の形成に関する定量的な指標を設定することは困難だと考えております。 ・ なお、中核機関は、判断能力が不十分な方からの相談を受け、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割を担うとされており、専門職団体や他の相談支援機関も含め、本人にとって必要な支援が適切に実施されるような地域の連携体制の構築を促進すべく、厚生労働省としても必要な支援を実施しております。 	対応	<p>前回、「中核機関、法人後見、市民後見人の3者のつながり（関連性）の形成に関する定量的な指標」について設定することは困難である旨の回答させていただいたところ、今回追加で御指摘いただいた、法人後見の件数や市民後見人の育成に中核機関がどのような機能を果たしていくのかという観点から、以下のとおり参考指標を設定する。</p> <p>（参考指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人の育成に関与している中核機関の割合 44.7%（令和6年度） ・ 市民後見人の活動支援（修了者のフォローアップを含む）に関与している中核機関の割合 40.5%（令和6年度） ・ 法人後見実施団体の育成に関与している中核機関の割合 16.9%（令和6年度） ・ 法人後見実施団体の活動支援に関与している中核機関の割合 25.0%（令和6年度） <p>（選定理由）</p> <p>全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進するに当たっては担い手の確保・育成等が重要であり、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関における担い手の確保・育成等に関する取組度合いを記載することは、地域における体制整備の実情を把握する上で参考となるため。</p>	社会局